山梨県埋蔵文化財センター調査報告書　第３０６集

本　城　山　遺　跡
（ほん　じょう　やま）

－中部横断自動車道建設工事に伴う発掘調査報告書－

２０１５．３

山梨県教育委員会
国土交通省関東地方整備局

山梨県埋蔵文化財センター調査報告書　第三〇六集

本城山遺跡

二〇一五・三

山梨県教育委員会
国土交通省関東地方整備局

本（ほん）城（じょう）山（やま）遺跡

－中部横断自動車道建設工事に伴う発掘調査報告書－

２０１５．３

山梨県教育委員会
国土交通省関東地方整備局

本城山遠望

本城山空中写真

序　文

本書は、2012（平成 24）年度に実施した、南巨摩郡身延町に所在する本城山遺跡の発掘調査報告書です。この調査は、国土交通省が行う中部横断自動車道建設工事に伴うもので、富士川左岸の身延町大島地内、馬場集落の東背後の独立峰にある中世の山城である本城山の空堀及び帯郭の一部で実施しました。

この地域での本道路建設に伴う埋蔵文化財の発掘調査は、平成 20 年度には富士川右岸の南部町中野地内で縄文時代中期の寺前遺跡、平成 21 年度には同町本郷地内で縄文時代中期及び平安時代の原間遺跡の発掘調査を行い、それぞれ調査報告書を刊行しました。一方左岸では、平成 25 年 8 月 1 日～平成 26 年 1 月までの期間に身延町和田地内の仮称身延インターチェンジ予定地で、縄文時代前期から中期の集落跡であります平林遺跡の発掘調査を行いました。

また、身延町教育委員会は、本城山遺跡から北に 3.5㎞の身延町和田地内にあるお宮横遺跡で縄文時代前期～中期の集落跡の発掘調査を、中山間地域総合整備事業に伴い平成 18 年に実施しています。

富士川流域での中世城館の発掘調査事例は数少なく、南部町（旧富沢町）葛谷峰砦跡、身延町（旧身延町）南部氏館址に続く３例目の発掘調査であります。幸にも城郭遺構の一部（空堀と帯郭の一部）の調査であり、主郭部がある山頂部分を含めた本遺跡のほとんどが現状のまま遺されますので、今後の調査研究には大きく貢献するものと思います。

本調査には、駐車場から調査区まで山道を２０分以上歩くこととなるため、調査期間の効率化と作業員の安全や疲労を考慮して、モノレールを設置して調査を進めました。このような調査方法を採用した初の事例でもあります。調査中には台風の大風による落石で、一時通路が危険になる等様々な課題を克服しながらの調査となりました。

このような経過をたどりながらも無事に調査が終了できましたことは、関係機関各位のご協力があってのことと、心から御礼申し上げます。

また、県指定有形文化財「甲斐国志草稿本及び編纂諸資料」所収の大島村絵図を本書に掲載することをご承諾頂いた内藤幹彦様、そして発掘調査作業及び整理作業に従事された方々に心から感謝申し上げます。

最後に、この調査報告書が富士川流域の中世史研究のための一助となれば幸いに存じます。

２015年３月

山梨県埋蔵文化財センター
所　長　八 巻 與 志 夫

例　　言

1　本書は山梨県南巨摩郡身延町大島に所在する本城山遺跡（ほんじょうやまいせき）の発掘調査報告書である。

2　調査は、中部横断自動車道建設工事に伴う事前調査であり、国土交通省関東地方整備局より山梨県教育委員会が委託を受け、山梨県埋蔵文化財センターが発掘調査・整理作業・報告書作成を実施したものである。

3　発掘調査にあたった組織は次のとおりである。

　調査主体　　山梨県教育委員会
　調査機関　　山梨県埋蔵文化財センター
　調査担当者　平成24年度　小林健二（主査・文化財主事）・永田亮一（主任・文化財主事）
　整理作業　　平成25年度　小林健二（副主幹・文化財主事）・長田隆志（非常勤嘱託）
　整理作業　　平成26年度　八巻與志夫（所長）・長田隆志（非常勤嘱託）

4　発掘調査期間および整理作業期間は以下のとおりである。

発　掘　調　査　平成24年７月２日～12月21日
基礎的整理作業　平成25年１月７日～３月22日
本格的整理作業　平成25年9月9日～平成26年３月28日・平成26年５月21日～平成27年３月20日

5　本書の執筆は第１章・第２章第１節を小林が、第２章第２節～第５節及び第５章を八巻が、第３章及び編集は長田が行った。なお、自然科学分析はパリノ・サーヴェイ株式会社に委託し、その報告原稿を第４章に掲載した。

6　遺構写真・調査風景写真は小林、報告書掲載遺物写真は長田が撮影した。

7　発掘調査における世界測地系座標に基づく基準杭・グリッド杭設定・標高杭設定については株式会社イビソクに、遺跡の鳥瞰写真等航空写真撮影及び写真測量図化については株式会社東京航業研究所に、木製品の保存処理については公益財団法人山梨文化財研究所に、それぞれ委託した。

8　遺構の測量及び図化には、電子平板「遺構くん」を使用した。

9　本報告書に関わる記録図面・写真・出土遺物などは一括して山梨県埋蔵文化財センターに保管している。

10　発掘調査および整理作業並びに報告書刊行においては次の方々・機関にご協力・ご教示を賜った。記して感謝の意を表す次第である。（順不同、所属・敬称略）

身延町教育委員会、下大島多目的集会所、内藤幹彦、深沢広太、今村直樹、浅原孝夫、依田義雄、秋山智雄

11　発掘作業・整理作業参加者は以下の通りである。

発掘作業員　市川實、梶原康博、片田徹治、片田善男、川口孝道、芦川栄、池田明宏、遠藤洋子
　　小澤利一、佐野欣二、佐野尚美、深沢祐子、望月秋男
整理作業員　斉藤律子、清水真弓、望月和佳子

凡　　例

1　埋蔵文化財包蔵地の名称を「本城山遺跡」、地名を「本城山」として区別して記述した。

2　本報告書の遺構・遺物の挿図縮尺は原則として以下の通りである。

〔遺構〕　遺構配置図・土層図・一溝：1/200、断面図：1/300、一号杭列1/30・1/40、一号土杭：1/15
〔遺物〕　土器・石器・石製品・金製品：1/2、木製品：1/3

3　調査区は世界測地系座標によって設定しており、全体図中におけるグリッド名と別に付した数値は座標線の数値である。よって南北のグリッド線および図中の北印は真北を指す。

4　遺物挿図中、土器類の断面図において黒く塗りつぶしてあるものは須恵器、網点は灰釉陶器・緑釉陶器を示す。また土器類の器面に用いたスクリーントーンのうち、濃い網点は黒色処理、やや薄いものは赤色塗彩された範囲を示す。

5　遺構断面図中のレベルポイント部分にある数字は標高（単位はm）を示す。

6　土器観察表中の色調名は、農林水産省水産技術会議事務局監修『新版　標準土色帖』1990年度版による。

目　　次

巻頭写真図版
序文
例言・凡例
目次

第１章　調査の経緯・経過
　第１節　調査に至る経緯・・・・・・・・・・・　1
　第２節　調査の目的と課題・・・・・・・・・・　1
　第３節　発掘調査の経過・・・・・・・・・・・　2
　第４節　室内整理作業等の報告書作成の経過・　3
　第５節　調査に係る事務手続き・・・・・・・・　4

第２章　遺跡の位置と環境
　第１節　地理的環境・・・・・・・・・・・・・　7
　第２節　本城山周辺の聞き取り調査・・・・・　7
　第３節　本城山の歴史的環境・・・・・・・・・　8
　第４節　周辺の遺跡とその概要・・・・・・・・　9
　第５節　「大島の古戦場」の歴史・・・・・・・10

第３章　調査の方法と成果
　第１節　発掘調査の方法・・・・・・・・・・・14
　第２節　基本層序・・・・・・・・・・・・・・14
　第３節　遺構と遺物・・・・・・・・・・・・・14

第４章　本城山の自然科学分析・・・・・・・・・34
　Ⅰ．１号土坑
　Ⅱ．杭材の樹種

第５章　総括
　第１節　本城山周辺の歴史的背景について・・38
　　⑴甲斐源氏穴山氏の成立から河内入部について
　　⑵応永二十三年以後の穴山氏と武田信玄
　第２節　河内領の城郭について・・・・・・・・40
　第３節　馬込地名と交通路について・・・・・42
　第４節　富士川舟運の歴史について・・・・・43
　第５節　富士川開墾と身延山参詣道について・44
　第６節　本城山の役割について・・・・・・・・44

挿図目次

第 1 図　調査区位置図・・・・・・・・・・・・　5
第 2 図　調査区地籍図・・・・・・・・・・・・　5
第 3 図　縄張り図・・・・・・・・・・・・・・　5
第 4 図　周辺遺跡分布図・・・・・・・・・・・　6
第 5 図　遺構配置図・・・・・・・・・・・17～18
第 6 図　調査区断面図・・・・・・・・・・・・　19
第 7 図　調査区標準土層図・・・・・・・・・・　20
第 8 図　一号溝・一号杭列図・・・・・・・・・　21
第 9 図　一号土坑実測図・一号杭列図・・・・　22
第 10 ～ 19 図　遺物・木杭実測図・・・・　23～32
第 20 図　木材・炭化材・・・・・・・・・・・・　37

表目次

第 1 表　出土遺物観察表・・・・・・・・・・・　33
第 2 表　放射性炭素年代測定および暦年較正
　　結果・・・・・・・・・・・・・・・・・　36
第 3 表　樹種同定結果・・・・・・・・・・・・　37
第 4 表　馬込地名一覧・・・・・・・・・　42～43

写真目次

口絵（カラー）　本城山遠望
口絵（カラー）　本城山空中写真
遺物写真・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
写真図版・・・・・・・・・・・・・・・・・　47～53

第１章　調査の経緯・経過

第１節　調査に至る経緯

今回の本城山の発掘調査は、国土交通省による中部横断自動車道建設事業に伴う事前調査である。

中部横断自動車道は、静岡県静岡市を起点として富士川沿いを北上し、山梨県の南部町・身延町・市川三郷町・南アルプス市・甲斐市を通り中央自動車道と双葉JCＴで合流する。長坂ICで中央道と分流して北杜市内の八ヶ岳東南麓を東北に進んで長野県佐久市に至る総延長132㎞の高速自動車国道である。

静岡県と山梨県を結ぶ国道52号は、東名高速道路と中央自動車道を結ぶ幹線道路で大型車が多いにもかかわらず、地形・地質的な制約があり、道路拡幅等の改良が容易ではない。特に富士川右岸の切り立った断崖を通るためカーブと坂が多く、更に雨量規制区間が６箇所ある。この地域は山梨県内でも雨量が多い地域であるためしばしば規定雨量を超える都度交通止めとなる道路で、これが山梨県が陸の孤島にする要因の一つでもあると言われている。

このような状況下で、新たな交通網として建設される中部横断自動車道は、新東名高速道路、中央自動車道及び上信越自動車道を接続する。これによって、周辺地域における生活、産業、観光面の活性化、災害時の緊急輸送路の機能向上、高次医療施設への迅速な移動が可能となるなど、様々な効果が各方面から期待されている。特に東日本大震災後は、近い将来の発生が予想されている東海・東南海地震被災地支援活動で大きな役割を果たすことが強く望まれている。特に山梨県内では、流通の高速化はもとより、県内通過車両の迂回路機能が期待されるため、一方国道52号が、沿線住民の生活道路としてその役割を増すものと想定されている。

山梨県内での整備状況は、中央自動車道と重複する区間を除いて、増穂インターチェンジ（ＩＣ）－双葉ジャンクション（ＪＣＴ）間が開通しており、増穂ＩＣ以南については、中日本高速道路株式会社による有料道路方式（吉原ＩＣ－富沢ＩＣ、六郷ＩＣ－増穂ＩＣ）と、国土交通省による新直轄方式（富沢ＩＣ－六郷ＩＣ）による整備が進められている。今回の調査地点は、新直轄方式で整備される区間にある。

これらの区間においては、平成19年度から埋蔵文化財の所在にかかる試掘調査が継続的に行われてきたが、この内、身延町内では平成23年度の試掘調査で、波高島地内において周知の遺跡であった常葉川堤防遺跡の遺存状況が確認され、さらに平成24年度末には、和田地内において、新たに縄文時代の平林遺跡が発見された。

本城山遺跡については、これまで試掘・発掘調査は行われていないが、現況の本城山遺跡主郭部を含め周辺に土塁や堀、土橋とみられる遺構が明瞭に遺されていることが、現地踏査等により確認されている。今回の工事範囲は、周知の遺跡範囲の西側にあたる、主郭部から東側へ下る尾根から北側に浅い谷を挟んだ小山にかけての一帯におよぶことから、平成23年度に再度踏査を行った上で発掘調査の対象とした。

これを受け、山梨県教育委員会学術文化財課と国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所で協議を行い、本城山は常葉川堤防遺跡とともに平成２４年度に発掘調査を行うことで合意され、発掘調査委託契約書が締結された。

第２節　調査の目的と課題

本城山遺跡は、中世の城館跡として周知されているが、第２章で述べているように、甲斐と駿河の国境近くに位置していること、また甲斐と駿河を結ぶ東河内路が裾野付近を通る立地から、現況では富士川左岸をつなぐ狼煙台の一つであったと、その機能を『南部町誌』(註１)等では指摘している。しかし、本城山遺跡の西下の馬込集落内には、南北朝期から応永年間に関する伝承を記した記念碑も建てられているなど、地元には居館的な伝承も存在するが、この点に関しては他の資料で確認することは難しいようである。

富士川流域でこれまで中世城館跡が発掘調査された事例は、全面調査された甲斐・駿河国境峰に築かれた葛谷

峰城(註2)、遺構確認調査が行われた身延町梅平の南部氏館址(註3)、身延町下山の穴山氏館（下山館）跡の堀跡(註4)、また同所の煙硝蔵跡(註5)の４例を数えるが、本城山遺跡周辺地域では発掘調査が行われたことはなく、本城山遺跡の実態は現状では全く不明である。

このような状況の中ではあるが、今回の調査目的は、当該期の遺構・遺物の状況を記録保存することである。併せて地元伝承の聞き取り（古道・地名の由緒等）、そして、文献資料等とも併せて、古代から中世、さらに近世までの河内地域の歴史の一端を捉え、さらには本城山遺跡の歴史的意義を課題とする。

註１　『南部町誌』　南部町　平成11年
註２　『葛谷城と山静地方の城館』　南部町教育委員会他　1996年
註３　町史跡　『南部氏館跡』　身延町教育委員会　1984年
註４　坂口広太　「身延町の遺跡」　『山梨考古』　121号　山梨県考古学協会　2011年
註５　保坂康夫他　「煙硝蔵遺跡公園整備に伴う試掘調査」　『年報』19　山梨県埋蔵文化財センター　2003年

第３節　発掘調査の経過

平成24年４月６日付で山梨県教育委員会と国土交通省関東整備局長との契約が成立したことを受けて、次のとおり現地協議を必要に応じて行いながら、安全且つ効率を考慮した上で次のとおり事業を進めた。

１　第1回現地協議

調査に先立ち、同年４月19日に国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所、学術文化財課、埋蔵文化財センターによる現地協議を行い、調査範囲・調査工程等を確認した。確認された事項は次のとおりである。

・用地境界を明確にするため境界杭を国側に調査着手前に設置、必要な樹木の伐採をお願いする。
・発掘調査予定地内では、休憩用の現場事務所プレハブ・機材庫・仮設トイレを設置するスペースが確保できないため、周辺隣地で検討する。
・調査区への通路は、本城山北側を迂回する道を使用する。
・発掘作業員は地元優先で埋蔵文化財センターが雇用計画をたてること。
・発掘作業は全て人力で行うが、排土は土嚢袋に入れて現地処理とする。
・調査区内には水道管（簡易水道）があるため調査では十分留意すること。

以上の確認を行ったが、発掘調査予定地へのアクセスや現場事務所プレハブ等の設置場所・駐車場がない調査条件下では、作業の安全性と効率性が確保できないことから、改めて３者により現地協議を行うこととなった。

２　第2回現地協議

同年５月７日現地協議内容は次のとおりである。

・本城山南側を流れる向平川側の急斜面に、発掘作業員及び発掘機材を搬送するための工事用モノレールを設置する。
・川沿いの道路用地に駐車場・機材庫等の設置場所を確保する。
・調査区内の立木の伐採は６月初旬に終了する。
・モノレールの設置工事等の準備のため着手は７月の予定で準備を行う。

3　平成24年度発掘現場での調査経緯

上記の確認後、以下の記す日程で調査を進めた。

５月３０日　身延町教育委員会教育長経由で県教育委員会へ埋蔵文化財発掘調査通知提出
　　身延町教育委員会教育長に発掘作業員募集に関する協力を依頼

６月２２日　空中写真及び測量図化委託

７月　２日　現地で樹木伐採状況を確認

７月　３日　作業員雇用面接を実施（身延町総合文化会館）

７月　４日　機材庫等の設置

７月　５日　発掘機材等の搬入、調査着手

７月１０日　ラジコンヘリコプターにより現況の空中写真撮影

７月１７日　人力による掘削を開始
　　調査対象地は急斜面の上にあり、調査現地への重機等の搬入は全く不可能であったため、表土除去及び抜根はすべて人力で行った。堀跡には十字にセクションベルトを設定して全体の掘り下げに着手した。

７月２６日　モノレールの設置工事着手

７月２８日　モノレール設置工事完成

８月　１日～３日　測量基準杭、ベンチマーク、グリッド杭を設置
　　以後は、人力による遺構確認、遺構精査、遺構・遺物の測量などの作業を行い、遺構が面的に掘り上がった状態で、写真撮影を行った。

１０月　　中旬より徐々に尾根上の平坦部の表土剥ぎに着手

１０月３０日　尾根上平坦部の遺構確認終了

１２月１２日　ラジコンヘリコプターにより空中写真撮影・測量を実施

１２月２１日　補足測量終了し、現場作業終了

　　同日　南部警察署長宛　埋蔵文化財発見通知提出（教学文第2560号）

第４節　室内整理作業等の報告書作成の経過

各年度の作業内容は、平成24年度は出土遺物の洗浄・注記・接合作業、図面整理、平成25年度は遺物の実測・拓本、遺構・遺物実測図のトレース、図版作成及び遺物の写真撮影、木製品の保存処理を行った。

また、発掘調査・整理作業の段階で抽出した各資料について、平成24年度には自然科学分析として炭化材のＡＭＳ年代測定及び同定、樹種同定、平成25年度には木製品の保存処理、遺物写真撮影の業務委託を行った。

1　平成24年度の整理作業の経緯

室内での整理作業は、発掘調査終了後の平成25年1月7日から3月22日まで基礎的整理作業を次のとおり実施した。

１月～　　遺物洗浄注記

２月～　　遺物の実測、現場図面整理、測量データ処理

３月14日　出土植物遺体の樹種同定、炭化材同定、１４C年代測定を実施（本日で実質的な整理事業を終了）

なお、埋蔵文化財センターによる一般の方々を対象とした普及事業として、県立考古博物館との共催で毎年開催している「山梨の遺跡展2013」が平成25年3月9日～4月7日まで開催され、出土品を速報的に展示した。

２　平成25年度の事業概要

整理作業の契約が完了した9月から遺物の実測・拓本、遺構・遺物実測図のトレース等の整理作業を次のとおり実施した。

出土遺物の実測作業及びトレース作業を9月から10月までの2ヶ月間で行い、11月には遺物図版の作成作業と遺物観察表を作成した。12月から3月までは遺構図の検討を経て図版の作成を行った。また出土した木製品の保存処理を10月に委託し、3月に納品となった。

なお、現地での聞き取り調査及び文献調査は2月の歴史的な大雪のために、予定通り実施できなかった。

３　平成26年度の事業概要

昨年度末に実施予定の現地での聞き取り及び関係する史資料調査を6月・7月・9月・11月・12月に実施し、その結果を踏まえて原稿執筆を行った。

第５節　調査に係る事務手続き

調査にあたっては、文化財保護法に基づく報告・通知の他、発掘調査の成果に係る報告を行った。それらの事務手続きは以下の通りである。

〔平成24年度〕

・平成24年7月2日　　文化財保護法第99条第１項に基づく埋蔵文化財発掘調査着手の報告を山梨県教育委員会教育長へ提出（埋蔵文化財発掘調査の報告について：教埋文第147号）
・平成24年12月21日　文化財保護法第100条第２項の規定により、埋蔵文化財発見の通知を山梨県教育委員会教育長へ提出（埋蔵文化財発見通知依頼：教埋文第617号）
・平成24年12月21日　県教育長が南部警察署長宛　埋蔵文化財発見を通知（埋蔵文化財の発見について：教学文第2560号）
・平成25年1月7日　　発掘調査の終了報告を山梨県教育委員会教育長へ提出（中部横断自動車道建設に伴う発掘調査結果について：教埋文第637号）
・平成25年2月28日　発掘調査実績報告書を県教育長に提出（教埋文第817号：中部横断自動車道建設に伴う発掘調査実績報告書の提出について）
・平成25年3月25日　　県教育長が国土交通省関東地方整備局長へ　実績報告書を提出（中部横断自動車道建設に伴う発掘調査実績報告書の提出について：教学文3344号）

〔平成25年度〕

・平成 26年2月25日　本格的整理作業の実績報告書を山梨県教育委員会教育長へ提出（教埋文第697号：中部横断自動車道建設に伴う発掘調査実績報告書の提出について）
・平成26年3月31日　県教育長が国土交通省関東地方整備局長　実績報告書を提出（教学文第3383号：中部横断自動車道建設に伴う発掘調査実績報告書の提出について）

〔平成２６年度〕

・本城山現地踏査及び聞き取り調査並びに周辺城郭調査を、6～12月の間に実施。
・原稿執筆及び写真図版を作成し1月に入稿、3月に発行した。

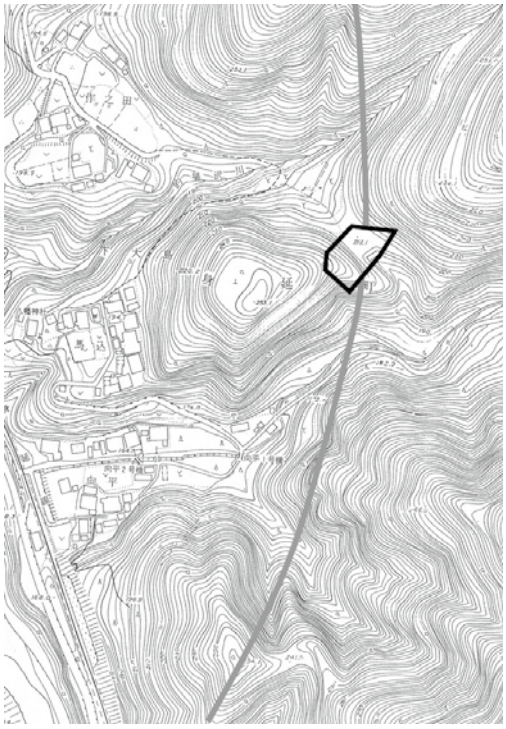

第１図　調査区位置図

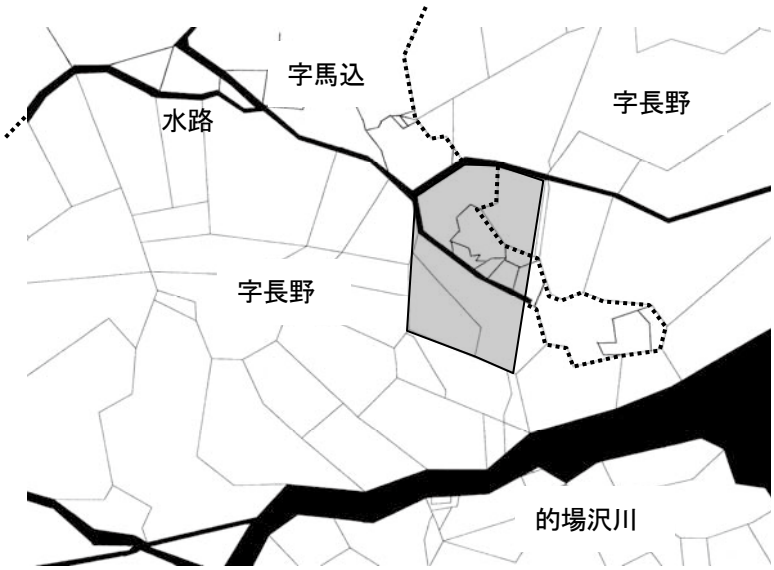

第２図　調査区地籍図（網掛け部分が調査区）

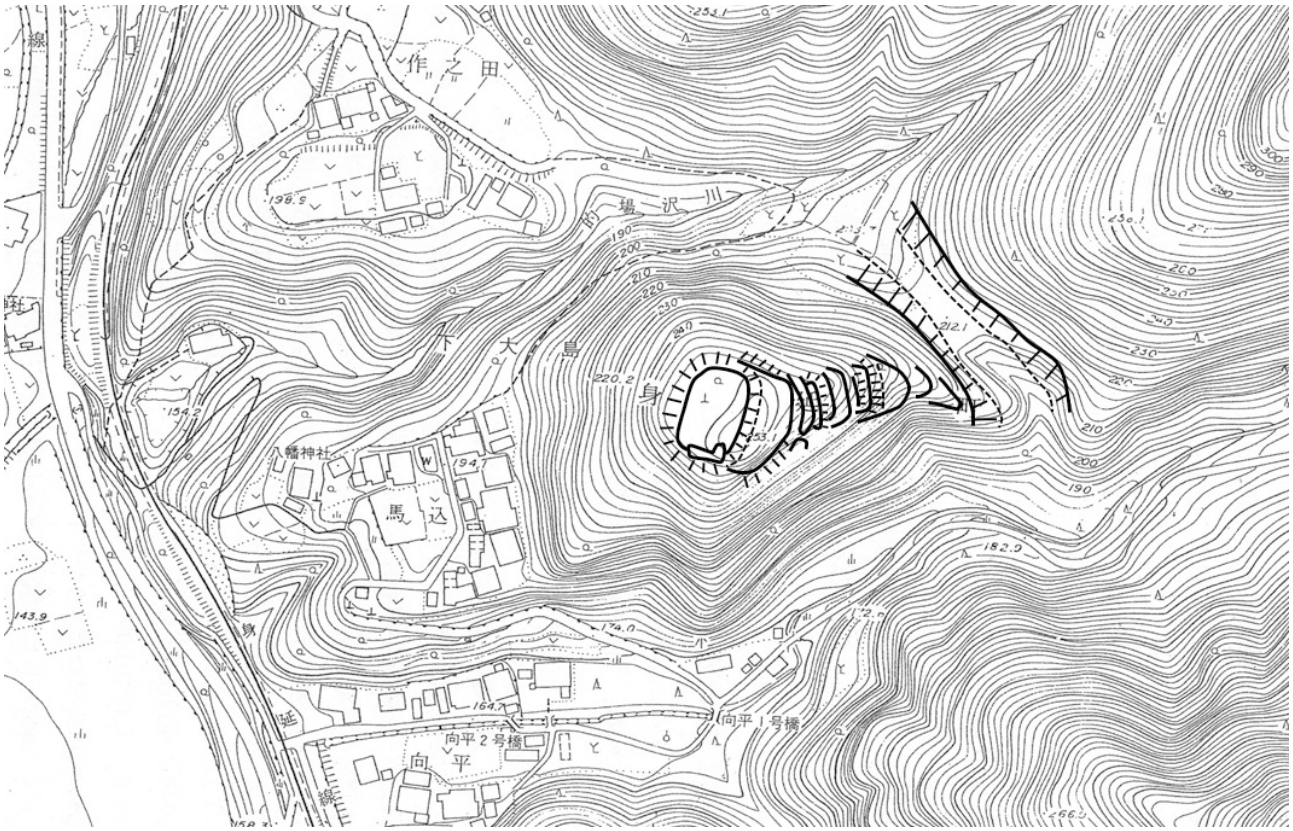

第３図　縄張り図

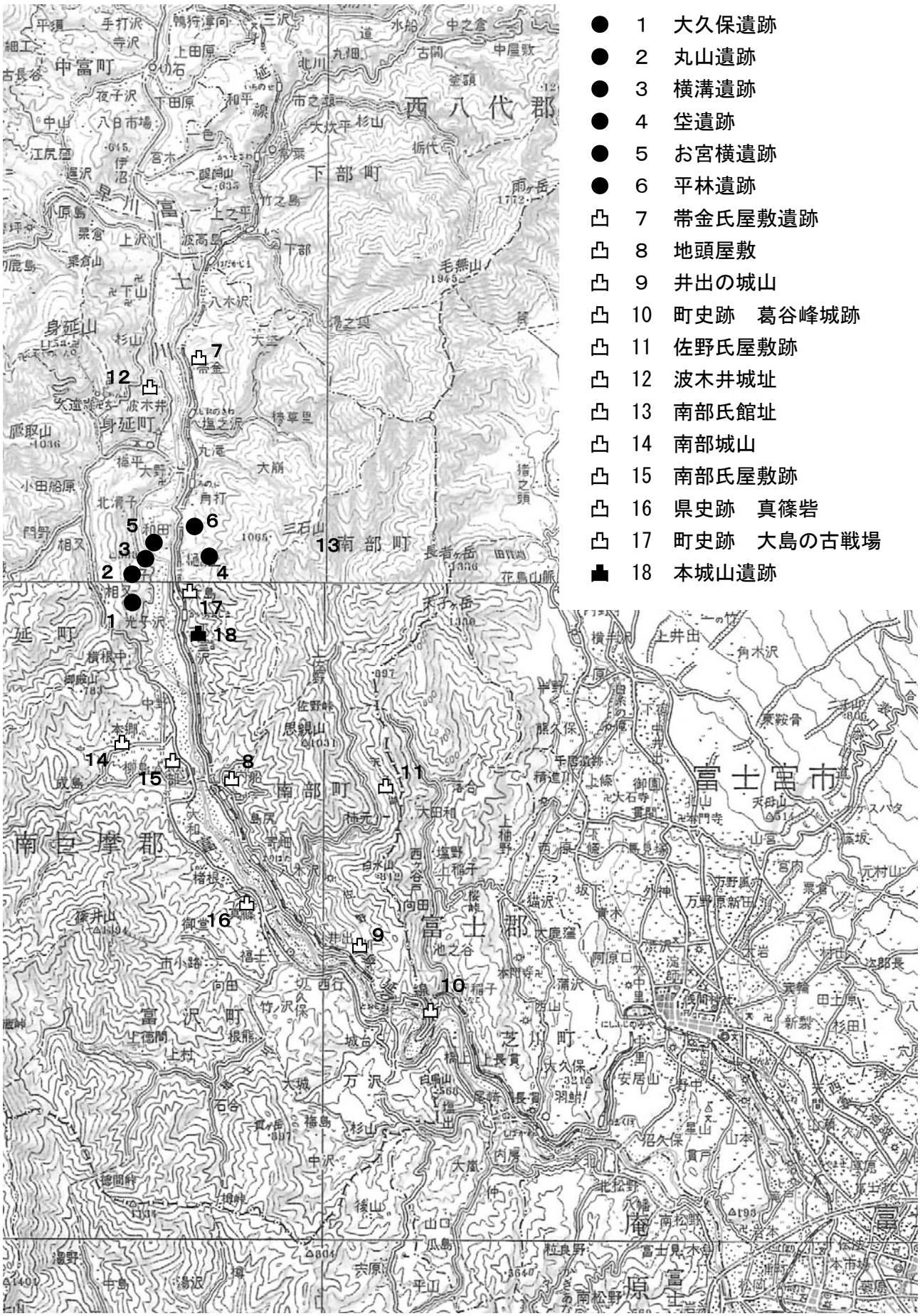
1 大久保遺跡
2 丸山遺跡
3 横溝遺跡
4 垈遺跡
5 お宮横遺跡
6 平林遺跡
7 帯金氏屋敷遺跡
8 地頭屋敷
9 井出の城山
10 町史跡　葛谷峰城跡
11 佐野氏屋敷跡
12 波木井城址
13 南部氏館址
14 南部城山
15 南部氏屋敷跡
16 県史跡　真篠砦
17 町史跡　大島の古戦場
18 本城山遺跡
西八代郡
下部町
南部町
富士郡
富士宮市
南巨摩郡
富沢町
芝川町
中富町
身延町
延町
富士

第４図　周辺遺跡分布図

第２章　遺跡の位置と環境

第１節　地理的環境

本城山の所在する南巨摩郡身延町大島は、富士川中流左岸に位置し、上大島・下大島の２集落からなる。（第１図）。現在の身延町は、平成の大合併で、平成 16 年（2004）９月に旧身延町・下部町・中富町の３町が合併して誕生したが、「大島」は、昭和 30 年（1955）の豊岡村・下山村・大河内村との合併で成立した旧身延町内の大字である。合併前は大河内村の大字であり、江戸時代から明治７年には「大島（嶋）村」と表記されていた。

身延町は、富士川が背骨のように町の中央を北から南に流れ、その東西に急峻な山々が連なる地形である。大島地区は富士川左岸に位置するが、この北西上流部で川が大きく右岸に弧を描いて南流しているため、左岸側に広大な氾濫原を形成している。大島地区の北部は、三石山（1173 m）系から西流し富士川へ合流している長戸川が小さな扇状地を形成し、上大島はこの扇状地上に、下大島は氾濫原を前面にして山手に位置している。富士川流域には大小の氾濫原に立地する「シマ」の地名が見られるが、大島はその典型といえる。

本城山は、下大島の小字馬込集落の東に位置し、さらに東側の山地から西流する的場沢川が北側を流れ、その南を富士川に西流する向平川に挟まれた標高 255 m、比高 100 mほどの小高い山である。この山の山頂から南東に延びる尾根上に本城山遺跡がある。また西裾には富士川左岸に沿って、江戸時代には「東河内路」と呼ばれた甲斐と駿河を結ぶ重要な道が通っていた。昭和初年に建設された身延線（身延鉄道）は、「東河内路」をなぞるように敷設されたために、今日では甲斐と駿河両国を結んでいた東河内路をたどることは難しい。

東河内路を大島で分かれて東に道を取り大島峠（845 m）を越えると、佐野川の谷に入り、南部町上佐野地区へと通じる。上佐野からは、佐野川沿いに南下して、佐野川を渡って石神峠（470m）を越えて駿河国の上稲子へ出る間道がある。また、上佐野から北東に進み天子ヶ岳を越えて上井出に至る道は、現在は東海自然歩道として確認できる。一方、上佐野から西に進み佐野峠（845 m）を越えて内船に下り、内船から富士川を舟で渡って西河内路の要衝である南部への交通路もあった。このように、大嶋からは駿河への間道が東に延びており、途中の佐野川流域から西に峠を越えると再び富士川左岸に至る道も存在していた。つまり、大嶋は東河内路上にあった一つの交通の要衝であったと言えよう。

第２節　本城山周辺の聞き取り調査

本城山の西山裾に広がる馬込集落での聞き取り調査を実施したところ、次の内容を聞き取ることができた。

①　平成 26 年 6 月 26 日に廣田神社境内での聞き取りでは、
- 本城山が誰の城であったかに関する言い伝えは聞いたことがない。
- 佐野地区に通ずる山道があったが、今は通れない。

②　同年同日の馬込集落の八幡神社近くの畠での聞き取りでは、
- 本城山の歴史や城主については知らない。
- 富士川の対岸にある南部の城山と旗を使って合図していた、と聞いたことがある。
- 歴史に詳しい方がいたが、亡くなってしまった。
- 本城山の山頂にあったお墓を明治になって村中に移動したが、また山頂に移動している。

③　平成 26 年 11 月 4 日に馬込の依田義雄さんからの聞き取り調査では、
- 本城山の沢（堀跡）は水田で稲作をしていた。
- この田圃は、「おてじゃ」の田圃と呼んでいた。
- その田は一坪前後の小さなもので、5 件程度の農家が栽培していた。
- 田植えは、富士川河川敷の水田より半月程度遅い 6 月末、収穫は半月早い 10 月中旬であった。
- 向平川上流から取水し村中を流れる生活用水路（せぎ）の水を利用した水田耕作であった。

・本城山の西下には「まとだ（田)、又は、まとざ（座)」と呼ばれる水田があり「そこに的を置いてお城から矢を放った。」と聞いたことがある。
・本城山から東に沢を遡って大嶋峠に通ずる間道があった。戦前に内船の中学校の寄宿舎を利用していた佐野地区の生徒は、土日にこの道を利用して、自宅と寄宿舎の行き来をしていた。
・本城山は狼煙台で、富士川対岸の南部にある城山と、旗で合図をしていたと聞いたことがある。
・この地区は大嶋地番である。城山の南側は長野地番である。

これらのことから、次の点を指摘できよう。

（1） 本城山に関して城主などの歴史的な伝承は地元には残されていない。
（2） 本城山は富士川対岸の南部の城山と、旗等の手段で情報を交換していた。
（3） 本城山の麓には、東河内路から大嶋峠に通ずる間道があった。
（4） 堀跡では、用水路がとおる中央土橋を挟んだ南北で、小規模水田が営まれていた。

この中で（3）にある、本城山の麓で東河内路から分かれて東に進んで大嶋峠に到る間道は、本城山の役割を検討するのに大きなヒントとなる。

第３節　本城山の歴史的環境

江戸時代の地誌『甲斐国志』(註1) 編纂のために収集された村絵図が収蔵されている山梨県指定の県有形文化財『甲斐国志草稿本及び編集諸資料』(註2) にある大島村の絵図をもとに、江戸時代後期の大島村の様子を、山梨県歴史の道調査報告書第１６号『東河内路』(註3) では、江戸時代後期の大島村の様子を詳細に紹介している。少々長いが、詳しく理解するために以下に引用する。

「絵図は、西に富士川、東に山地という基本的な構図は他の諸村と変わらない。東河内路は、富士川沿いに描かれており、「往還道」との注記がある。和田村方面から入ってきた道は、「字的場」「字田沢田場」の田の中を進み、上大島の集落へと入る。「集落を出ると、「廣田大明神」の西側を通り、下大島の集落の西側を通って「内船村境」へと至っている。その間、富士川へ流れ込む「戸々沢」「長戸川」「埋沢」「的沢」「一ノ沢」「棚之沢」「境之沢」などを横断している。集落は主として道よりも東側に展開しており、社寺はさらに山付きにあり、「天照太神」「水神社」「金山権現」「天太神」「春日大明神」「本照寺」「妙泉寺」「感應寺」」「山神」「八幡大菩薩」などの社寺名を読みとることができる。」と記している。

ここでは大島村の沢を北から南に記述しているで、現在の河川名と照合すると、次のようになる。

「戸々沢」は「渡々沢川」に、「長戸川」は現在もそのままの呼称、「埋沢」は「小室沢」に、「的沢」は「的場沢川」に、「一ノ沢」は「向平川」にかわり、「棚之沢」と「境之沢」は現在もその呼称を確認できる。本城山の位置は、的場沢とその南に書かれた八幡宮と集落、その南に長野山から西流する一之沢に挟まれた山頂に数本の樹木が描かれた円錐状の山であると想定される。しかし、この絵図では、古城跡等の注記は確認できない。

また、古道については、『甲斐国志』の村里部第十五に次のように記されている。

「大島村　高三百五十一石三升九合　戸　百十一、口五百四十二　（男二百七十二、女二百七十)、馬十八

和田村ノ南ニ在リ、東ハ佐野嶺ナリ、上佐野ノ枝村小草里ト云フ処ニ下ル。駿州ノ通路ハ南ノ方内船村ニ到ル、凡ソ五十町ナリ、以下六村大島組と云フ」とある。大島村・内船村・上佐野村・下佐野村・井出村・十島村が大島組と呼ばれたのである。

さらに東側の山間中央には、「佐野道」と記載があり、大島峠を越えて上佐野村へ至る山道が続いていたことがわかる。本城山の西側山裾を通過していた東河内路は、主要街道であった河内路（西河内路）に対し脇街道的な役割を果たしていたことが考えられるが、佐野道のような道の存在も検討しなければならない。

東河内路を左岸に、西河内路を右岸にもつ富士川では、遅くとも江戸時代（慶長７年以降）に角倉了以によって「富士川舟運」と呼ばれる水上輸送路が開鑿された。この富士川舟運によって運ばれたものは、年貢米等の甲府盆地を中心とする地域の生産物資とこの地域の消費物資ばかりではなく、身延山参詣者も見過ごしてはならな

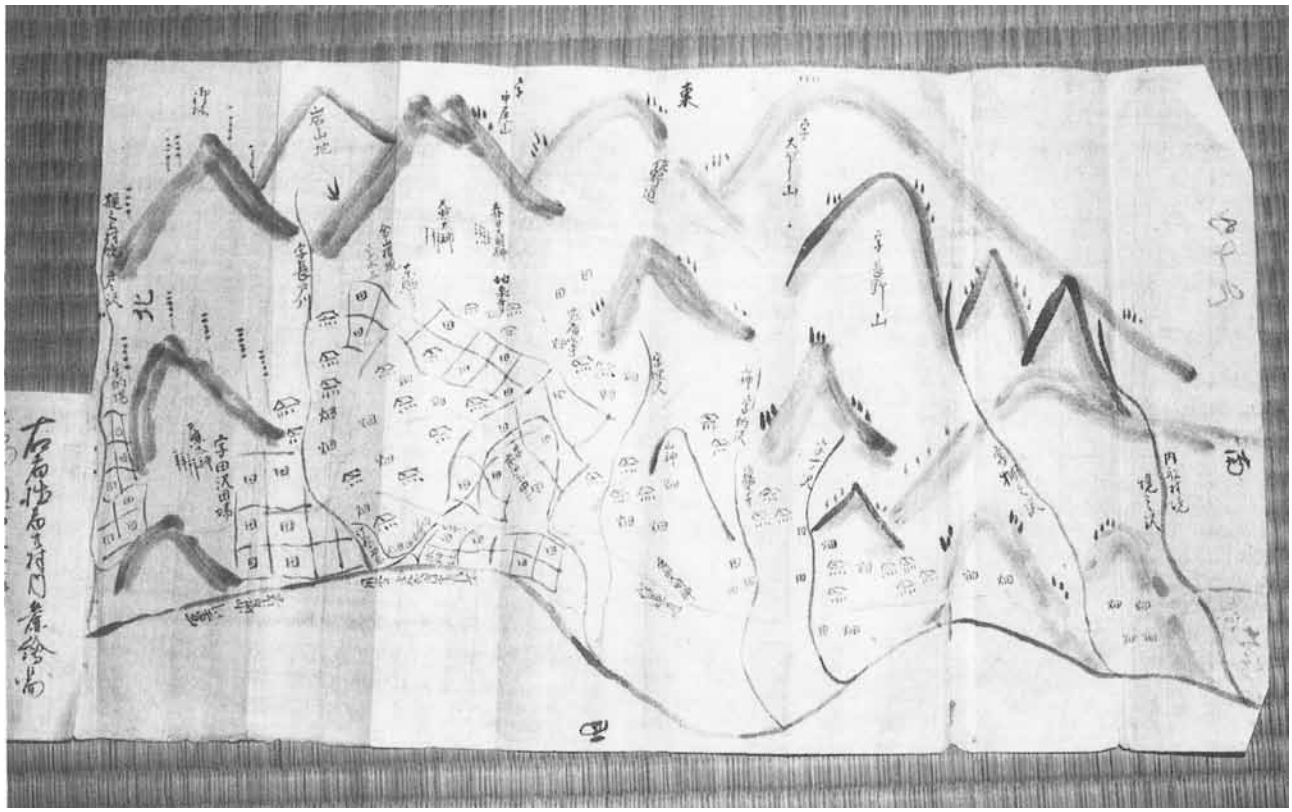

大島村絵図（『東河内路』より転載）

い。本城山の眼下を流れる富士川を川舟が上下するのは慶長期を待たなければならないが、それまでは富士川には舟運の存在がなかったのか、検討を要すべき課題である (註 4)。

本城山について、『甲斐国志』は古跡部第十五で、「大島ノ居址」の項目を起こして「馬込ト云フ処ニ本城山トテ高岡アリ。頂ニ五輪石塔一基を存ス。伝へ云フ、本城時頼ト云フ人住セシトナリ」として、本城氏の居館としての伝承を載せている。また、同書山川部第十五では「本城山ト云フアリ。古時ノ狼煙台ナリ」と記しており、中世戦国期の居館とするよりも富士川左岸をつなぐ狼煙台の一つであったと考えられているが、馬込集落も含めた城砦と解釈して、「大島ノ居址」と表現した可能性はある。

一方、江戸時代後期の大島村の明細帳には、本城山についての情報は一切出てこない。

周辺の遺跡 (註 5) では、大永元年（1521）、武田勢が今川の将福島正成と戦ったと伝えられている身延町指定史跡「大島の古戦場」が上大島にある。この時の様子は後に詳述するが、駿河と甲府盆地を結ぶ河内路上で勃発した戦闘であったことは間違いない。また、慶長 13 年 (1608) には身延山 22 世日遠上人が駿河国安部川での慶長の法難後に身延山を目指して、この大島を経由して大野へ渡ったことを記念して建立されたお題目石が、大嶋の北東山中にある。

第 4 節　周辺の遺跡とその概要

本城山周辺の遺跡 (第 4 図) は、富士川右岸に大久保遺跡（１）、丸山遺跡（２）、横溝遺跡（３）、左岸に垈遺跡（４）、お宮横遺跡（５）などの縄文時代の遺跡が周知されているが、これらのうち、お宮横遺跡は身延町教育委員会により発掘調査が行われ、縄文時代前期から中期にかけての竪穴住居跡２軒、土坑 23 基などが発見されており、調査事例が少ないこの地域では貴重な成果となっている。この地点から東に１キロメートルには、中部横断自動車道建設に伴う試掘調査で新たに発見され、平成２５年度に発掘調査された主に縄文時代前期から中期の平林遺跡（６）がある。

また、本城山遺跡の発掘調査が行われた平成 24 年度には、身延町内では近世から近代にかけての堤防遺跡で

ある、徳川家康の側室養珠院（お万の方）の菩提寺である本遠寺を保護するために築かれた大野堤防遺跡(註6)と、波高島地域にある常葉川堤防遺跡(註7)で発掘調査が行われた。

大野山本遠寺は、徳川家康の側室として紀州・水戸の初代藩主の生母となった養珠院の菩提寺として水戸・紀州両家が建立した寺院である。慶安３年建立の本堂及び鐘楼堂が国の重要文化財、養珠院墓所は山梨県内では数少ない大名墓として県史跡である。養珠院墓所の石材は、甲府盆地北東部の笛吹市一宮町の京戸川扇状地産花崗岩で、笛吹川から富士川を約 50 キロ余り下って本遠寺に陸揚げしたものである(註8)。

この地域に点在する中世城館は、左岸では北６㎞に帯金氏屋敷跡（７）、南４㎞に地頭屋敷（８）、さらに５㎞で井出の城山（９）・葛谷峰城跡（10）、東に大島峠を越えて佐野氏屋敷跡（11）がある。また右岸では帯金氏屋敷跡の対岸に町指定史跡波木井城址 (峰の城)（12）、その南西３㎞の波木井川右岸には町指定史跡南部氏館址（13）、本城山の対岸南西４㎞には南部城山（14）・南部氏屋敷跡（15）・その南４㎞には県史跡真篠砦（16）がある。本城山の北に、身延町指定史跡の大島の古戦場（17）がある。

旧南部町指定史跡であった葛谷峰城跡（10）は、山砂利採取によって削平されるために、平成元年に調査団が組織されから翌２年に発掘調査が行われた。この城郭は、山梨県と静岡県との県境に位置する標高 240m の富士川に突き出た尾根上に築かれた、周囲を推定高 1.5 mの土塁が巡る東西 20 ～ 26 m、南北約 34 mの主郭とその南に接続する東西約 25 m、南北約 40 mの二ノ郭を中心とする山城である。この主郭北側を上幅 8.5m 平均深さ３m、長さ６８mの箱堀で尾根から切断し、二ノ郭の南下二本の空堀で南に続く尾根から区画した、東西 60 m、南北 150 mの規模が発掘調査によって確認された。主郭の虎口は東南部隅にあり、二ノ郭も周囲に土塁が巡り、西と南の土塁中央に虎口がある。北側から掘り等の状況から戦国に数度の改修を確認できるが、遺構の年代を決定付ける遺物は検出されていない。城の南下方には甲斐駿河を結ぶ東河内路が走っているため、築城目的はこの交通路を押さえるためであったと考えられる(註9)。

身延町指定史跡「南部氏館址」は、旧法で史跡指定されて山梨県によって石柱も建てられた南朝史跡であったが、昭和 44 年 9 月 12 日に改めて身延町の史跡に指定された。昭和 58 年に身延町教育委員会によってこの史跡指定地内の「おかまど跡」と呼ばれるところで試掘調査が行われ、削平された遺構面に３間× 4 間の掘立柱建物跡を確認し、その北東部分に２カ所の集中する焼土を検出した。遺物は平安時代末以降の土師質の甕及び壺の口縁部破片が出土している。また４基の近世土坑墓が確認された(註10)。

身延町史跡「大島の古戦場」は、昭和 44 年６月１日に史跡指定された戦国時代の古戦場である。詳細は後述するが、大永元年９月に武田信虎軍と駿河今川氏の家臣福島正成軍が激突した場所で、この戦いでの敗北がその後に信虎最大の危機を生じさせたとして著名である。

第５節　「大島の古戦場」の歴史

町指定史跡「大島の古戦場」は、本城山の北 1.5㎞の県道と身延線に挟まれた大島字清水にある。これは、大永元年に甲斐へ侵攻した駿河勢とそれを迎え撃つために国中から出陣した武田軍との戦闘が行われた古戦場と伝えられている場所である。その様子を『王代記』(註11)・『塩山小年代記』(註12)・『勝山記』(註13)・『高白齋記』(註14)・『遊行二十四祖御修行記』(註15)の順に紹介する。

１）『王代記』

「永正十七年　六月十日此年逸見、大井、栗原一族悉一家同心ニ信虎ニ弓引、板垣・曽祢羽州・三州味方、一日ニ三方ノ合戦、屋形方切勝、御敵秩父籠和談シテ帰参、曽祢大学助討死、」

「大永元　駿河勢二月廿七日ヨリ出張、十月、府中飯田ニテ百余人討死、十一月廿三日申刻、上条合戦、駿州衆大死シテ帰、六百人討死、」。

２）『塩山向嶽庵小年代記』

「永正十七年庚辰　逸見・大井・栗原同心敵太守、六月十日酉刻同時三処一戦、太守皆得利、栗原殿他国、大井・

逸見一和、」

「大永元辛巳　二月廿八日駿州勢出張河内、九月初六日於大島一戦、味方失利、同十六日富田之城落居、又飯田口一戦得勝利、同霜月廿三日酉刻於上条一戦、駿河衆背（敗）軍、福島一類討死、其外四千人余人打死、残衆籠富田越年、」。

3）『勝山記』

「永正十七年　此年夏当国ノ大煩殿ヲ屋形ヨリ責給、終ニハマケテ、大煩殿城ハカウサン申サルヽ也、浦ノ殿モ屋形様ヘカウサンアル也、霜月大雪フリ也、極月四尺フル、※此年駿河勢数万人立テ、甲州テ合戦有之、駿河衆悉クキリマケテ、福嶋一門皆々打死、甲州ヘ取ルシルシ数万崎（騎）、霜月廿三日未刻ヨリシテ夜ヲ責メ玉フ、チリゝニニクル事無限（※以下は翌年の事件を編纂時誤記）」

「永正十八年　此年ノ二月十八日武田殿大原舟津小林宮内丞殿ヘ御出有之、明ル日中津森ヘ御下候。又河内ヘ八月廿八日惣勢立テ、ヤリツキ其ノ日有之、富士勢負玉フ也、（中略）此年ノ七月十五日ニ武田ノ八郎殿駿河ヨリ甲州ヘ御帰国有之、当国屋形様ノ御意テ御帰候」。

4）『高白齋記』

「永正十七年庚未　六月十日丙寅今諏訪合戦、従是逸見・西郡滅却、晦日丙戌　積翠寺丸山ヲ御城ニ被取立、普請初ル、」

「大永元辛巳年　同八月十日己丑申刻昌頼丸山ノ城主ニ被仰付、同九月大嶋ノ凶事、十六日乙丑亥富田落城、寅刻御前御城ヘ御登リ、十月十六日丁未於飯田ニ合戦、御勝利、同十一月三日辛亥戌刻「晴信公」誕生、墓目曽根三河守縄長相勤、十日戊午敵駿河衆勝山ヘ移ル、廿三日辛未酉刻於上条河原ニ御合戦、駿河福嶋衆数多被為討捕、廿七日乙亥従積翠寺御曹子殿初テ府中ヘ御下リ」。

5）『遊行二十四祖御修行記』

「大永元辛巳　九月下旬、甲斐国より亦復就大乱、太守信虎後生一大事可奉願之由依懇願、一条ヘ再住有、抑国郡半過放火然、一蓮寺中寺外無相違扶持給て、剰駿河敗軍以後死者をは導師をなし、存者をは三千余人囚となりしを知略をめくらし給て、一人として無恚（恙）帰国なしき」。

『王代記』・『勝山記』・『塩山小年代記』・『高白齋記』・『遊行二十四祖御修行記』の記録を整理すると次のとおりである。

永正１７年

・六月十日逸見・大井・栗原の有力国人が一味同心して同時に三カ所で信虎と戦うが敗北し、逸見・大井は降参、栗原は秩父に敗走。（王代・塩山・高白）

・夏、甲府盆地周辺の有力国人である大井氏・今井氏の反乱を信虎が平定した。（勝山）

・１１月　富士北麓地域に大雪降る。（勝山）

・１２月　富士北麓地域に　雪が四尺（１．２ｍ）積もる。（勝山）

永正１８（大永元）年

・２月１８日武田信虎、大原（富士河口湖町舟津）小林宮内丞屋敷訪問（勝山）

・２月１９日中津森小山田屋形訪問（勝山）

・２月２７日駿河勢出張（駿河を出立）（王代）

・２月２８日駿河勢出張河内（甲斐国に侵入）（塩山）

・７月１５日武田八郎殿甲斐に帰国（勝山）

・８月１０日要害城の警備を駒井昌頼が命ぜられる（高白）

大永元年

・８月２８日　河内へ武田勢出立、その日のうちに合戦、富士勢が敗北　（勝山）

・９月　６日　大嶋一戦で味方敗北　、大嶋ノ凶事　（塩山・高白）

・９月１６日　富田落城、寅刻御前（信虎婦人）御城（要害城）へ御登　（塩山・高白）

・１０月１６日飯田合戦で御勝利　（高白）

・１０月　　府中飯田で百余人討死　（王代）

・１１月３日　「晴信公」誕生、蟇目役を曽根三河守縄長が勤める　（高白）

・１１月１０日敵駿河衆勝山（甲府市勝山城・中道往還の要衝）へ籠　（高白）

・１１月２３日上条河原で御合戦、駿河福嶋衆が多数討死　（高白）

・　同　日　　上条一戦で駿河衆敗北、福島一類討死、其外四千余人が討死　（塩山）

・　同　日　　上条合戦、駿州衆大敗して帰る、六百人討死　（王代）

・　同　日　　未刻から夜まで合戦、駿河勢ちりぢりに逃げる

・１１月２７日積翠寺（要害城）で生まれた御曹子（晴信）殿初テ府中館へ御下　（高白）

・　同　日　　残衆（逃げ残った駿河勢）が富田城で越年　（塩山）

・大永元年駿河勢数万人が甲州に乱入して合戦、駿河衆悉く斬り負けて、
福嶋一門皆々打死、甲州が取った首数万　（勝山）

・１０月下旬、再び大乱となった甲州の太守信虎から強く滞在を懇願され、一蓮寺に滞在する。国の半ばが戦場となるが一蓮寺と門前は無事、大敗した駿河勢の戦死者の導師をつとめ、捕虜となった三千人余りのため、奔走してひとり残らず無事に帰国させた。　（遊行二十四祖御修行記）

当時の様子をグレコリオ歴に直して検討を進めることとする。

永正１６年の初秋、９月１８日に信虎は館を遷す新府中建設に着手し、４ヶ月後の翌１７年１月２０日に新館へ入った。そして、国内各地に館を構える国人層に、新館周辺への集住を強く求めた。苗字の地を離れることを強要された有力国人は、連合して甲府盆地の東・西・北の三方で信虎に抵抗したが、信虎はこの反乱を永正１７年７月４日までに平定し、戦国城下町建設を推進した。その年の 12 月～翌年 1 月末に２度の大雪が富士北麓を中心に降り、1 月には１．２ｍもの大雪となった。

富士北麓では雪解けが始まり、新府中の甲府では新館周囲への国人層の集住が順調に進んでいる 4 月 5 日に、信虎は駿河・相模国境に近い河口湖畔の舟津にある小林宮内丞の屋敷を、翌６日には郡内守護とも云われる小山田信有を中津森の館に訪問した。この目的は、駿河国境警護への労をねぎらうとともに新府中甲府建設に対する郡内の国人層の反応、前年の北条早雲死去の駿河・相模での影響等を探るためのものであったろう。

信虎の予想のとおり、10 日後の 4 月 15 日駿河今川氏の重臣、福島正成が率いる駿河勢が甲斐の河内地域に乱入した。乱入後の駿河勢の動きは不明であるが、撤退したとの記録はないので、河内領にそのまま駐留を続けたのであろう。駿河勢侵攻後 4 ヶ月を経た 8 月 27 日、信虎が了解したので、駿河から武田八郎が、甲斐に帰還した。武田八郎が駿河に逗留していた理由を秋山敬は「永正 15 年の講話の際に、武田側から提供された人質だったと考えれば、簡単に納得できる。信虎の指令により帰国した武田八郎は、信懸の子とするのが妥当であろうが、実名はわからない。」としている。一方黒田基は「信懸の孫で信友の弟」説、平山優は「穴山信懸の孫の信友かその弟」説 (註 16) をとっているが、今後の検討が必要であろう。

今川氏は、武田八郎を甲斐に入国させるために福嶋勢を侵攻させたのであろう。この軍事的な圧力を背景に、甲斐・駿河の和睦が程なく成立して八郎を帰国させた。そして八郎の勢力回復とその安定を図るために、駿河勢はさらに駐留を続けていた。この動きには、上杉禅秀乱で自刃した甲斐守護武田信満の後任として信濃守護小笠原政康の助力で甲斐に入国した武田信元の姿が重なる。

一方信虎は、9 月 10 日には駒井昌頼に要害城の警備を命じている。これは、この和睦が完全でなかったことと、駐留を続ける駿河勢と武田勢との激突とを想定した要害城の警備強化であったことが、その後の信虎の動きから

うかがえる。具体的には、一月後の 10 月 8 日に河内に駐留する富士勢（駿河勢）に武田勢が総攻撃をかけ、敗走させた。この戦場がどこであったかは不明であるが、その後戦場となる大嶋よりも上流の下山か身延山付近であろう。武田八郎が穴山氏の一族であったとしても、数ヶ月にわたって河内領を蹂躙する駿河勢への反感は少なくなく、このことが穴山氏を信虎に近づけ同一行動を取らせたのであろう。

敗走した富士勢は、福島勢を中心に 10 日後には体勢を立て直して、10 月 16 日に富士川左岸の大島で武田勢を迎え撃ち、撃破した。そして敗走する武田勢を追って富士川を遡り、10 日後の 10 月 26 日には、大嶋から 30㎞北上した甲府盆地の入り口である釜無川と富士川の合流点近くにあった大井氏の拠点である富田城を落とした。この 10 日間は下山・八日市場・西島・岩間等を攻略しながらの侵攻に要した日数で、下山を拠点とする穴山一族は、武田勢とともに甲府に向かって敗走したのであろうか？

さらに甲府盆地中央部の飯田まで侵攻した駿河勢は、荒川右岸の飯田で武田勢と戦うが情勢は一変敗走し、一手は甲府盆地東部で中道往還の要衝である勝山城に入り、もう一手は富田城に引き返した。そして、12 月 31 日荒川の右岸飯田の上流である上条河原で再度激突した。この戦いでも武田勢が圧勝して、駿河勢は富田城と勝山城に籠城して越年することとなった。一蓮寺に滞在していた二十四世遊行上人は、これらの戦没者を弔うとともに捕虜や籠城者の生還に尽力した。

このように、大嶋の古戦場は、穴山氏が武田信虎との関係を強くする大きな契機となったとともに、信虎甲斐国統一と戦国大名移行への大きな一歩となったのである。

註 1　江戸幕府の命を受けた甲府勤番支配松平定能らが 9 年かけて完成させた山梨県最初の地誌である。

註 2　甲斐国志編纂の編集所となった内藤清右衛門宅に今日まで保存されている『甲斐国志草稿本及び編集諸資料』で、昭和 40 年に県指定有形文化財に指定された。

註 3　山梨県教育委員会　山梨県歴史の道調査報告書第 16 号　1988 年

註 4　「新尼御前御返事」文永十二年二月十六日　『山梨県史』資料編 6「中世 3 下県外記録」参考
あまのり一ふくろ送給了、又大尼御前よりあまのり畏こまり入て候、此所をば身延の岳と申、駿河の国は南にあたりたり、彼国の浮島がはらの海ぎはより、此甲斐国波木井の郷身延の嶺へは百余里に及ぶ、余の道千里よりもわづらはし、富士河と申日本第一のはやき河、北より南へ流れたり、此河は東西は高山なり、谷深く、左右は大石にして高き屏風を立並べたるがごとくなり、河水は筒中に強兵が矢を射出したるがごとし、此の河の左右の岸をつたい、或は河を渡り、或時は河はやく石多ければ、舟破れて微塵となる、かかる所をすぎゆきて、身延の嶺と申す大山あり、東は天子の嶺･南は鷹取の嶺、西は七面の嶺、北は身延の嶺なり、高き屏風を四ついたてたるがごとし、峰に上てみれば草木森森たり、谷に下てたづぬれば大石連連たり、大狼の音山に充満し、猨猴のなき谷にひびき、鹿のつまをこうる音あはれしく、蝉のひびきかまびすし、春の花は夏にさき、秋の菓は冬になる（以下略）」

註 5　身延町教育委員会　『身延町の文化財ガイド』　2007

註 6　公益財団法人山梨文化財研究所他　『大野堤防遺跡』　2014

註 7　山梨県埋蔵文化財センター　『常磐川堤防遺跡』　2013

註 8　雄山閣　昭和 57 年　『甲斐国志』巻之百二十三　附録之五「御影石　石村ノ京戸山ヨリ出ルヲ上トス承応養珠院殿ノ遺言ニ依テ　廟石ヲ於ヨリ此ノ山採リ西河内領大野村本遠寺ニ挽テ建ラル紀州殿ノ施主ナリ」とある。

註 9　定本『山梨県の城』郷土出版　1991

註 10　身延町教育委員会『南部氏館跡』1984

註 11・註 12・註 13・註 14　山梨県　『山梨県史』資料編 6　中世 3 上県内記録

註 15　山梨県　『山梨県史』資料編 6　中世 3 下県外記録

註 16　平山優『穴山武田氏』　戎光祥出版　2011

第３章　調査の方法と成果

第１節　発掘調査の方法

既に第１章でも触れたが、本城山はこれまでに発掘調査は行われていないが、今回調査対象となった区域は、現況の本城山主郭部から東側へ下る尾根から北側に浅い谷を挟んだ小山にかけての範囲であり、このうち最も低い部分は現在でも湧水が豊富で、かつては水田が造られていたが、その後は山林となっていた。調査前は立木が密で下草も多く、土地の形状がわかりにくかったが、伐開後は主郭部を西に仰ぐ堀状の地形と、尾根南側の向平川の流れる谷まで高さ 35 m前後の急斜面となる地形が明瞭になった。調査区の規模は、南北 43 m、東西 55 mで 1,729㎡である（第５図）。

上記のような立地により、現地へのアクセス並びに重機等の搬入は困難であったことから、調査の方法については、立木の伐採後、現況の写真撮影を行った。その後、下草を除去し、低地部にトレンチを 13 箇所設定し、層位を確認した上で、調査区全体にかかるように土層観察用のベルトを残し、表土除去及び抜根からすべて人力により掘削・精査を行った。グリッドは世界測地系座標に基づき、一辺５mのグリッドを延長し設定した。調査区の南北方向にアラビア数字で１・２・３…、東西方向に西からアルファベットの大文字でＡ・Ｂ・Ｃ…の順で記号を付けており、それぞれが交差する地点をＡ－１グリッド、Ｂ－１グリッドのように表している。座標値については、Ｉ－６グリッドでＸ＝ 75370 m（東西）、Ｙ＝ 3900 m（南北）となっている。標高は、調査区外の３ヶ所に任意にベンチマークを設定し、このうちＧ－２グリッド内で 213.90 m、Ｇ－８グリッド内で 207.60 m、Ｌ－８グリッド内で 210.30 mをそれぞれ測る。

その後、人力による掘り下げを進め、発見された遺構については、改めて土層観察用のベルトを設定し、あるいは半裁して掘削した。各遺構については、光波測量器などにより平面図・土層断面図などを作成し、出土遺物の位置を記録した。調査の進捗状況及び発見された遺構・遺物の状況は、35 ミリ一眼レフカメラや小型のデジタルカメラで撮影した。そして、調査区全体が面的に掘り上がった状態で鳥瞰及び俯瞰写真撮影を行い、併せて空中写真撮影による測量・図化を行った。

第２節　基本層序

本調査では、空堀と想定している調査区、堀の法面、尾根上の平坦面では、それぞれ土層が異なるため、空堀に十字に設定したトレント等に基づいて調査区毎に基本層序を、それぞれ次のとおりとした。

第１調査区の空堀底部平坦面では、Ⅰ表土 (1)・Ⅱ粘性の強い黄褐色土 (8)・Ⅲ小礫を含む黄褐色土 (3)・Ⅳ粘性の強い暗灰白色土 (7) の４層でⅣ層上部が中世遺構面の４層である。第２調査区の堀東法面部では、Ⅰ表土 (1)・Ⅲ小礫を含む黄褐色土 (3)・礫を多量に含む黒褐色土 (19)、砂層の明黄褐色土 (22) である。第３調査区の堀西法面では、Ⅰ表土・Ⅱ黄褐色土 (16) の二層である。第４調査区では、表土のみの１層である。

従って、各調査区での遺構確認面は、第１区ではⅣ層、第２区ではⅡ層、第３区ではⅡ層、第４区ではⅡ層である。

第３節　遺構と遺物

本城山の遺構

北を的場川に南を向平川に挟まれた本城山の西麓には馬込集落がある。的場川の北には作之田集落が、馬込集落の南下、向平川右岸には向平集落がある。馬込は「まごめ」と発音する地名で、馬篭・馬籠・孫女等と表記し、全国各地にある。歴史的に著名な同音地名は、長野県にある中山道の宿場として、また島崎藤村の生家があり小説「夜明け前」の舞台とされた馬籠である。山梨県内でも甲府市上積翠寺町に馬込・富士吉田市小明見に馬込、甲州市塩山中萩原に馬込、大月市梁川町にマコメ、山梨市上柚木に馬込、笛吹市御坂町下黒駒に馬籠、中央市浅利に馬込、南部町本郷に馬込、北杜市須玉町江草に孫女、等『角川日本地名辞典』19 山梨県で確認すると、第

４表のとおり、県内には 13 地区、24 か所の馬込地名を確認でき、詳細は後に述べるが、この地名が存在する地域の特徴から、この馬込地名の語源を交通路・古道との関係に求めることができそうである。

馬込集落の東側に聳える本城山の遺構は、山頂から東に延びる尾根上に腰郭が連なる、強いて云えば蓮郭式の縄張りである。最も高いところが主郭部で、東西約２３m南北約３４mを測る方形を呈する平坦地である。平坦地のほとんどが依田家の墓所となっているが、南東の角部分には土塁状の高まりが認められる。東斜面を 5m 程下がると東西２８m南北１５m程の台形を呈する「二の郭」がある。この郭の東には６m 下がったところから２m 下に上幅約４～５m、下幅約２m程度、南斜面側に土橋を有する空堀が認められる。この堀の東壁は幅広い土塁である。この土塁上に幅３m のテラスがあり、南東尾根のくびれ部にあった石祠が祭られている。そこから２m 下りで幅２m、長さ 10 mの小さなテラスがあり、さらに 1,5 m下りで東西約９m 南北約 25 mのなだらかに下る半円形の「三の郭」がある。さらに東に斜面を下がると同様な形状の東西約９m 南北約 20 m（幅３m と幅６m の２段）の「四の郭」が連なる。その東下２m 下がった所には四の郭を東から南に囲むような横堀の可能性がある幅約 10 ～ 12 mの平坦な「五の郭」がある。南東に下る尾根はここから幅を狭めるが、そのくびれ部に元々石祠があった。この尾根上にも郭を配置したと思われる細長い平坦部が認められる。

このように東・南側に主要な郭が構築された本城山は、その東側で自然地形を生かした空堀によって東に連なる山々から切り離されていることから、大嶋峠方面及び富士川下流域、つまり駿河方面に備えた小規模城郭と言えよう。

今回の主な調査区域は、本城山主郭から東側に伸びる尾根上に構築された帯郭及び自然地形を積極的に活用して構築された空堀が中心である。調査区全体に５mグリッドを設定して、表土剥ぎと遺構確認作業を人力によって進めた。この作業によって確認された遺構は、調査区の９割近い面積を占める尾根を切断する空堀１本、空堀の底部では、土坑１基・溝状遺構１条を検出した。以下遺構別に詳述する。

１　堀跡

本城山の主郭部となる最高所 (253m) を、東から伸びてくる尾根から切断している空堀である。堀は自然地形を巧みに利用したもので、主郭部より１２０m程東にあり、堀底部幅は最大約１７m、主郭部からの比高差は 45 m余りを測る箱堀である。この堀の中央部には、東側の尾根から西側の本城山につなぐ土橋状の道が堀を横断している。この道中央には用水路が並行してあり、この土橋の南北に開墾された小規模水田に灌漑していた。現在でも、向平川上流から取水した簡易水道管も埋設されている。また、この土橋より北側の堀跡は調査区外であるが、現状の地形から判断すると、堀断面は南側同様に箱研に近いものと推測する。水田は小規模で１枚が数坪以内であったことを聞き取っている。また､第２図にみられるように本城山を含む東側一帯には、字長野地番が広がっているが、本城山遺跡周辺は馬込集落の人たちによって土地活用されていたため、字馬込が字長野に入り込むような形になっていることがみてとれる。

堀跡から検出された遺構及び遺物は次のとおりである。

２　１号土坑

空堀の中央やや西側の堀底から検出された南北に長い楕円形の土坑で、確認面からは東西約６０ｃm、南北約８０ｃm、深さ約 40 ｃ m を測る。覆土は３層に分割される。第１層上部から第２層上面に長さ５０ｃm、幅２０ｃm、厚さ２０ｃmの炭化材が検出された。第１層は粘性がある明黄褐色土、第２層は焼土を伴う明灰色土、第３層は粘性と締まりのある黄褐色土である。

３　１号溝

１号溝は、堀の西側の立ち上がりに面に沿って南に伸びる断面箱堀状に掘削された幅 0.5 ～ 1 m、深さ 0.15 m、長さ約 20 mの規模を有する。溝の形状を維持するためか 17 本の木杭が約 0.8m 間隔に打設されていた。

第 1 表 No.20 ～ 36 及び図版第 11 図～第 19 図のとおり、合計 17 本の木杭が出土した。

4　出土遺物

本調査によって、第 1 表のとおり土師質土器、甕、陶磁器、古銭、キセル、木杭、砥石、石鏃等の遺物が出土した。

1 から 4 は、土師質土器で、1･2 の胎土は赤色粒子と石英粒子を含む黄灰色の口縁部破片、3 は赤褐色の糸切り痕を残す底部破片、4 は、灰褐色の胴部破片である。5・6 は、素焼きの甕の胴部破片で、橙色、あるいは鈍黄橙色である。8 は擂り鉢の口縁部破片である。7･9 ～ 11 は灰色あるいは灰白色の破片で、9 ～ 11 は常滑焼きである。9 は甕の口縁部破片で 15 世紀前半の特徴を有している。12・13 は灰白色の釉を施した陶器片で 12 は猪口、13 は茶碗、14 は内外面に鉄釉の蓋、15 は柿釉の椀底部、16 は 15 の口縁部であろう。17 は内面に緑釉を施した皿の底部破片、18 は染め付け腕底部破片、19 は染め付け腕口縁部破片である。20 ～ 36 は 1 号溝で検出された木製品で、丸太から鉈のような工具で割られ、その先端を鉈等の刃物によって尖らせた長さ 40 センチ台が中心の乱割の木杭である。37 はチャート制の石鏃である。38・39 は砥石で、38 は仕上砥で 1 面に使用痕があり、39 は荒砥で 6 面に使用痕を確認できる。４０はキセルの火皿付き雁首、41 はキセルの吸い口である。42･43 は古銭で、42 が寛永通宝である。

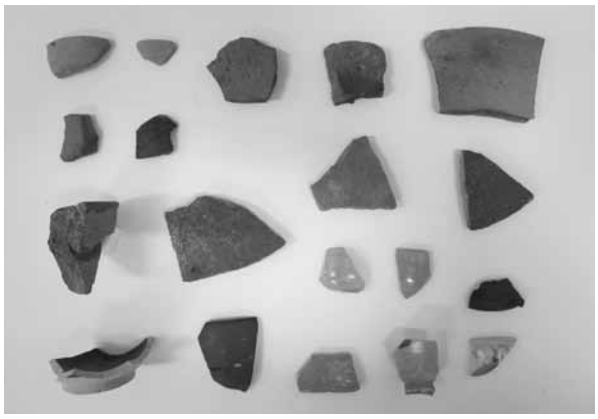

出土遺物　陶磁器

出土遺物　石製品・金属製品など

出土遺物　木製品（木杭）

出土遺物　木製品（木杭）

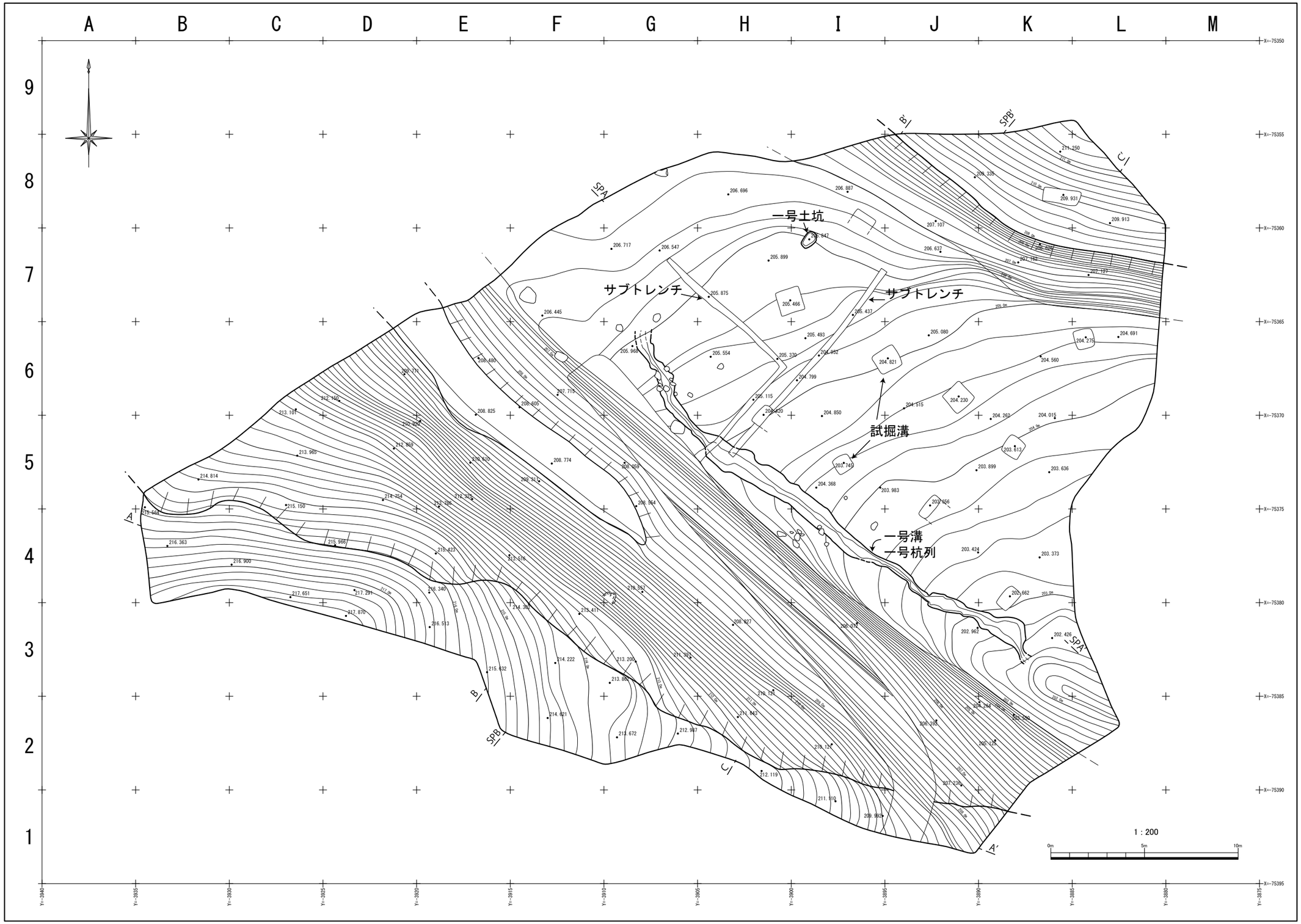

第5図　本城山遺跡　遺構配置図

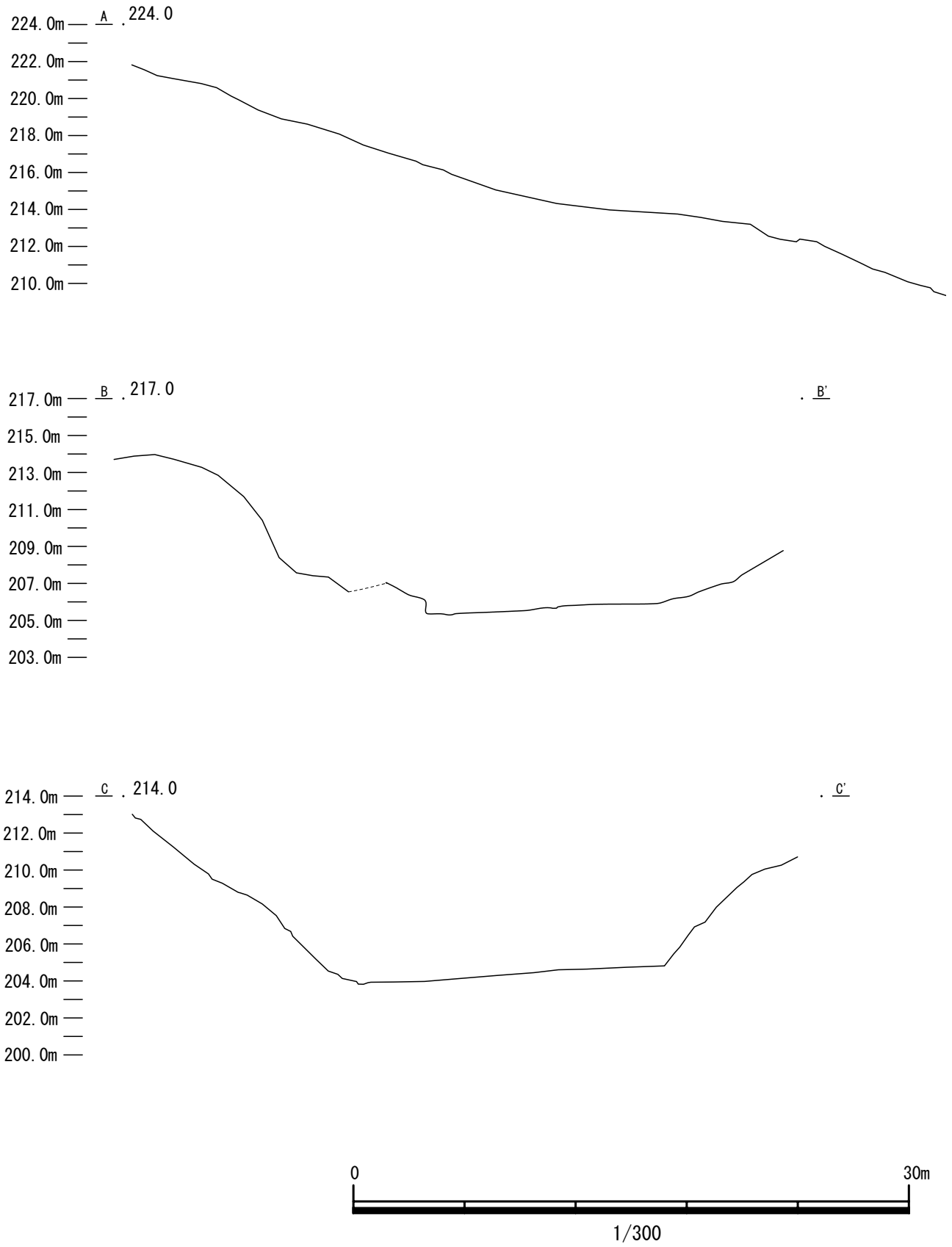
224.0m
222.0m
220.0m
218.0m
216.0m
214.0m
212.0m
210.0m
A
224.0
217.0m
215.0m
213.0m
211.0m
209.0m
207.0m
205.0m
203.0m
B
217.0
B'
214.0m
212.0m
210.0m
208.0m
206.0m
204.0m
202.0m
200.0m
C
214.0
C'
0
30m
1/300

第６図　調査区断面図

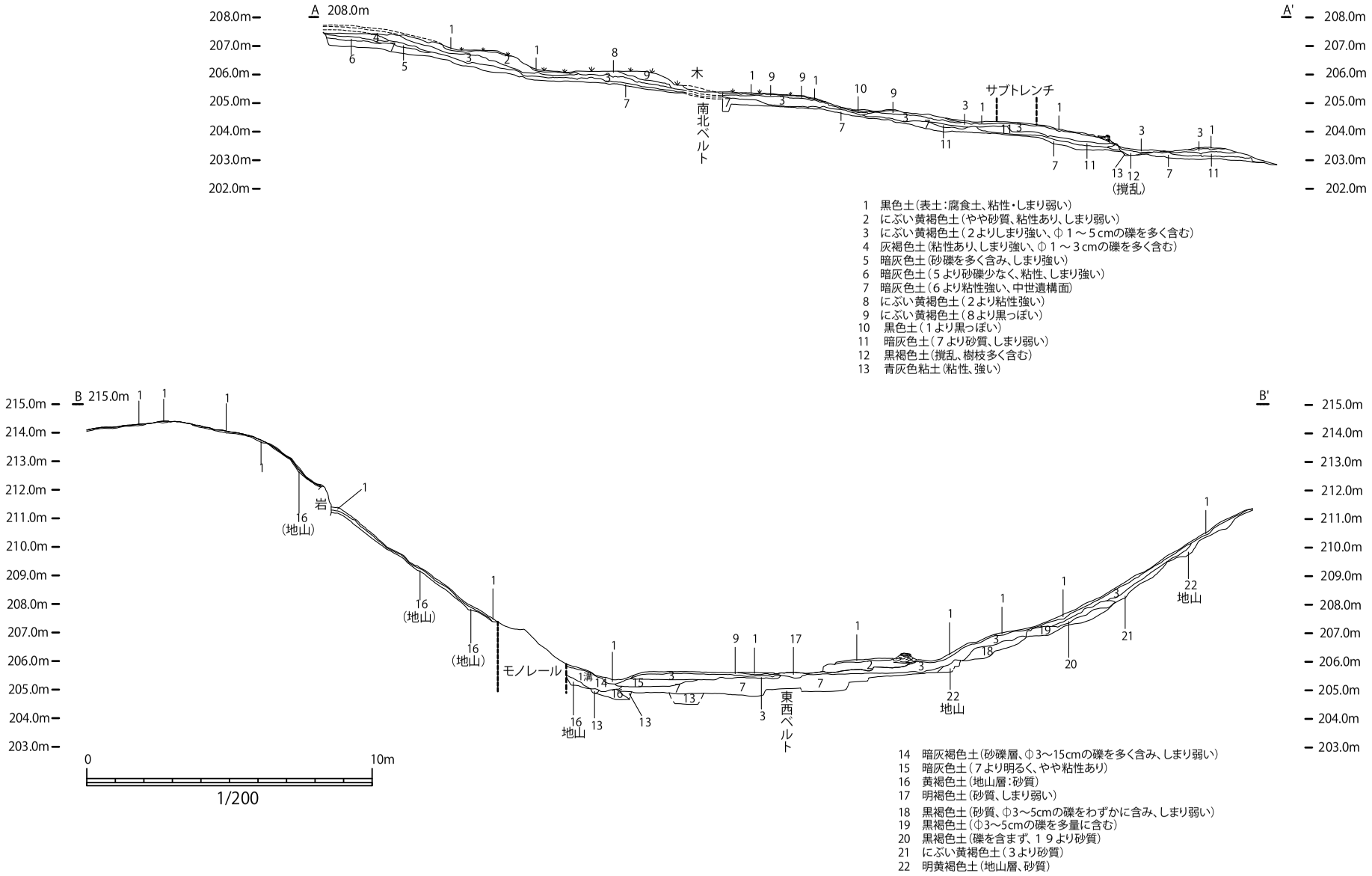

第７図　調査区標準土層図

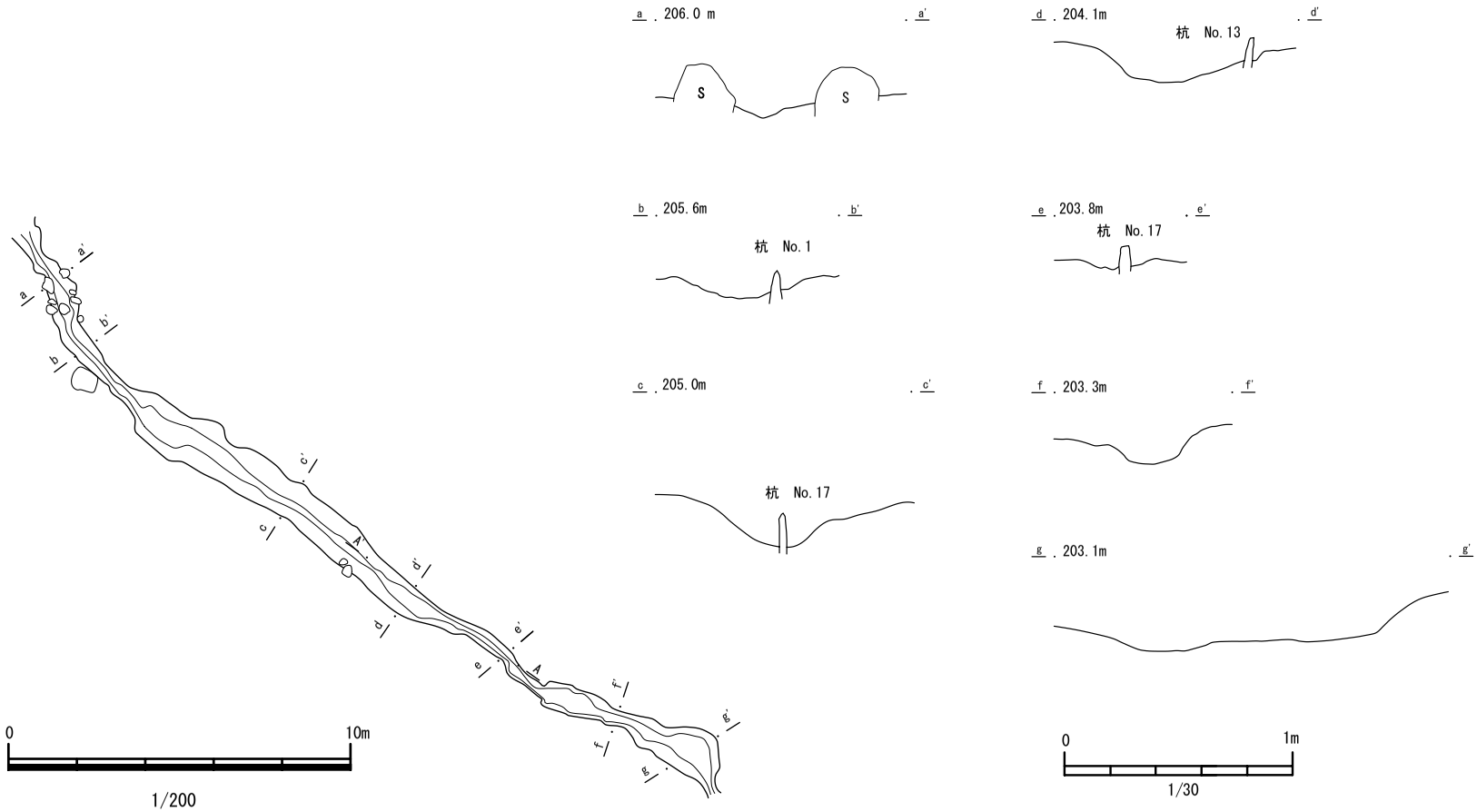

第８図　一号溝・一号杭列図

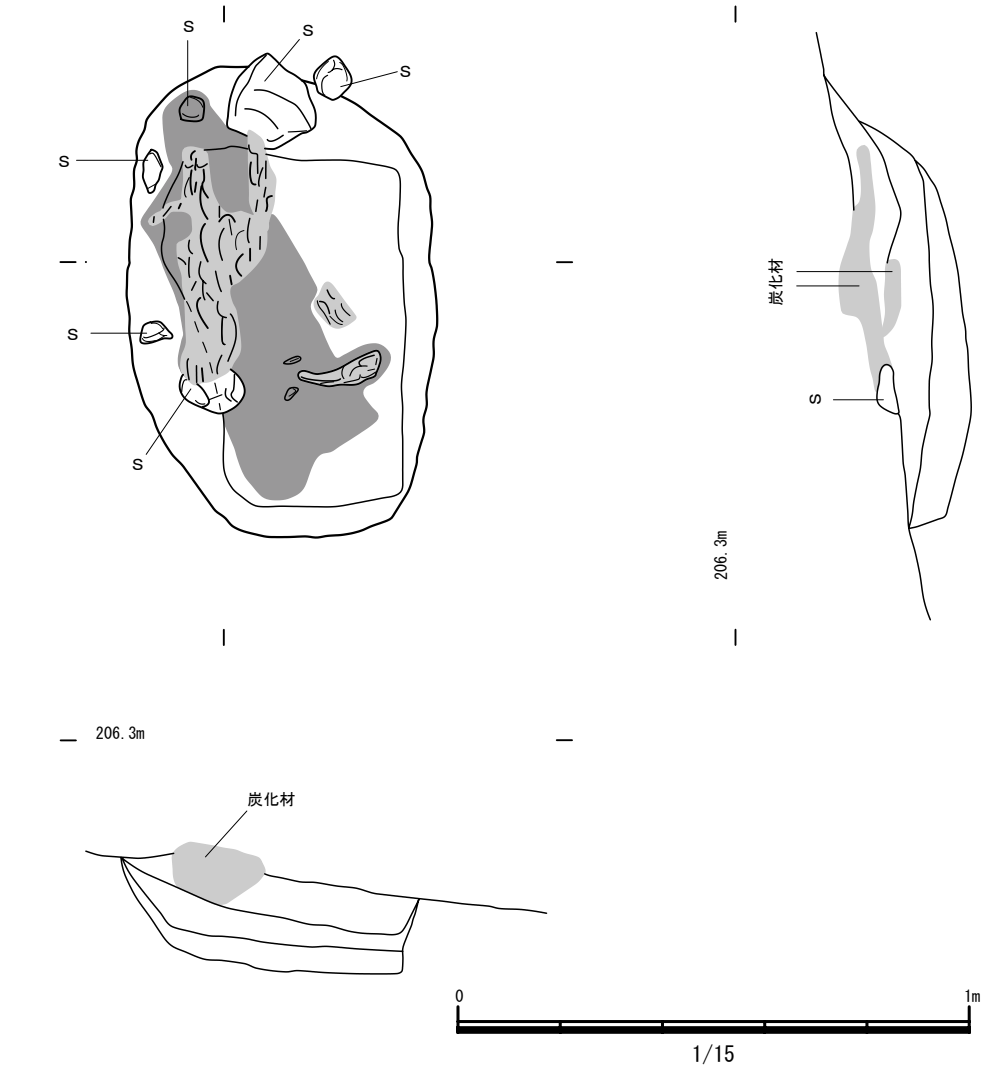

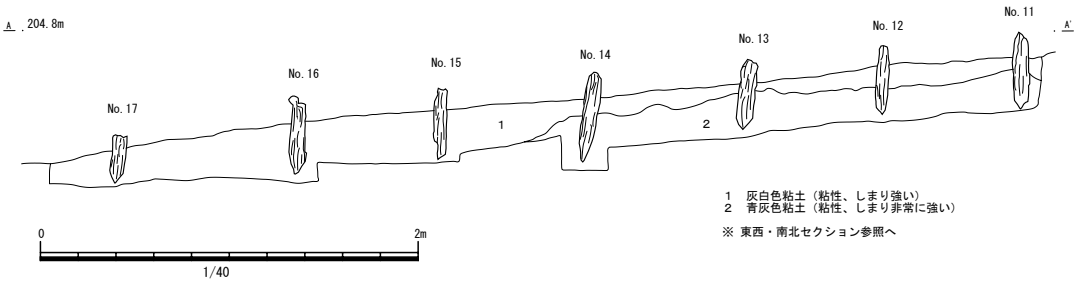

第９図　一号土坑実測図・一号杭列図

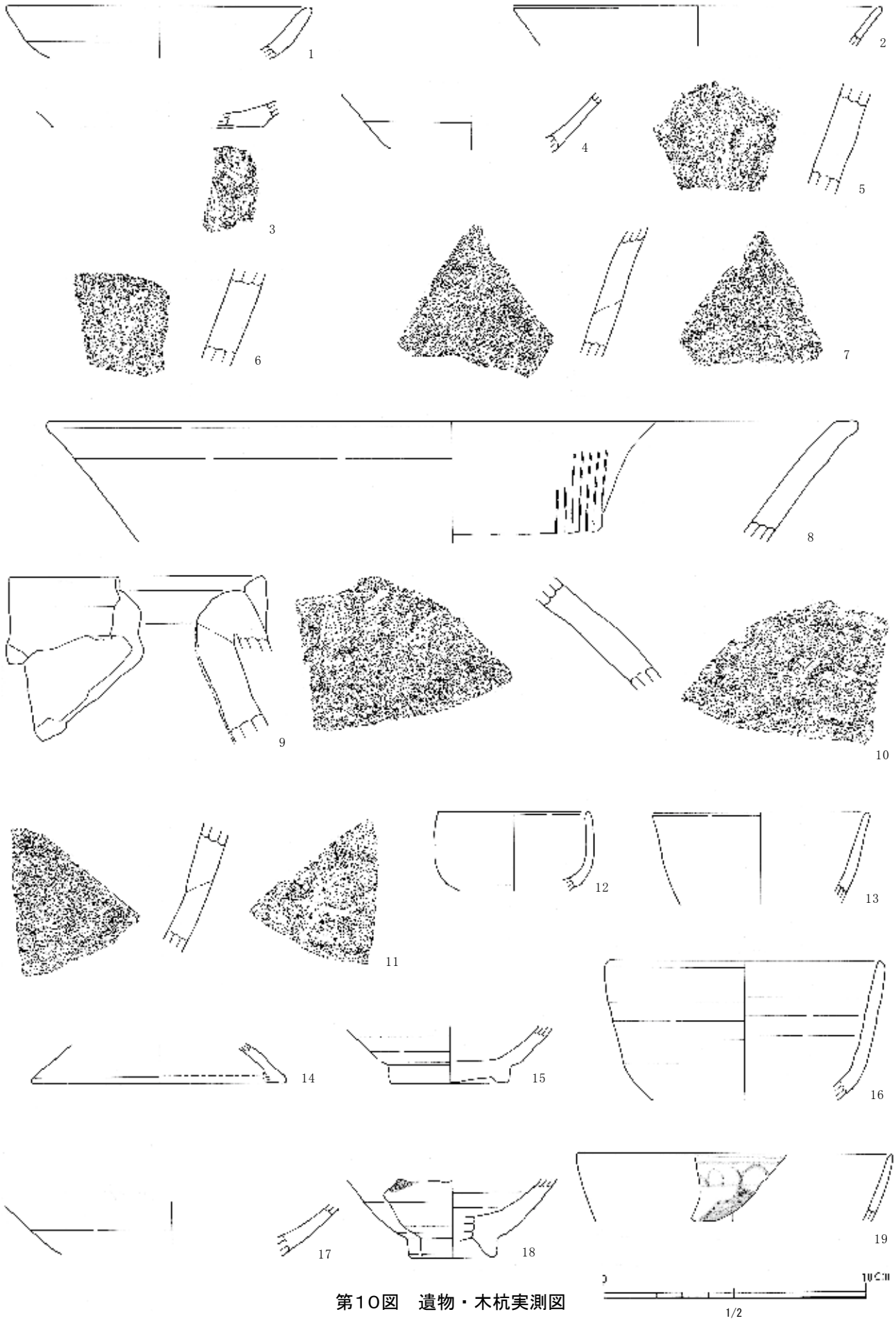

第10図　遺物・木杭実測図

第11図　遺物・木杭実測図

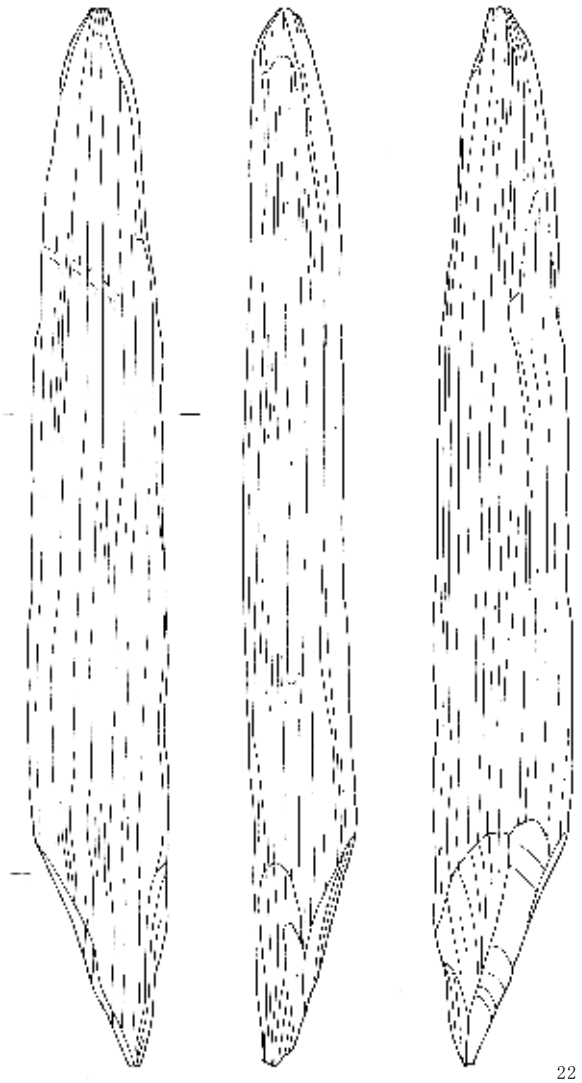

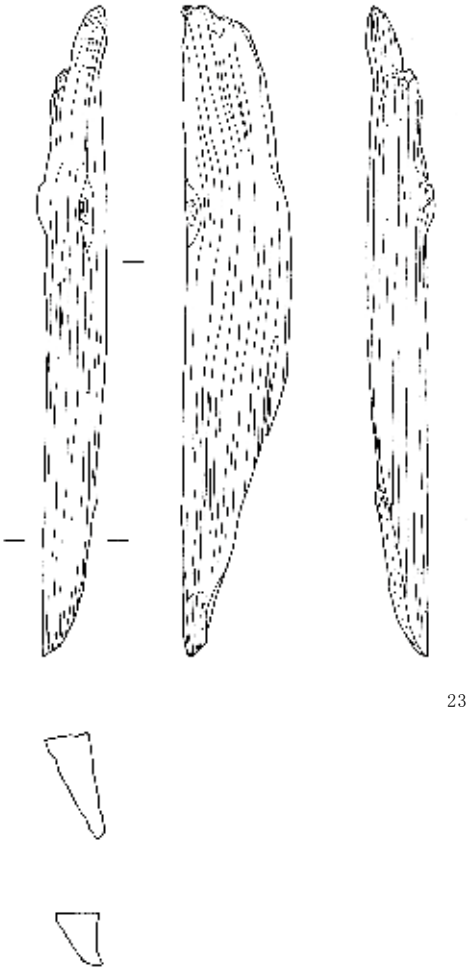

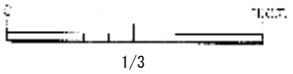

第12図　遺物・木杭実測図

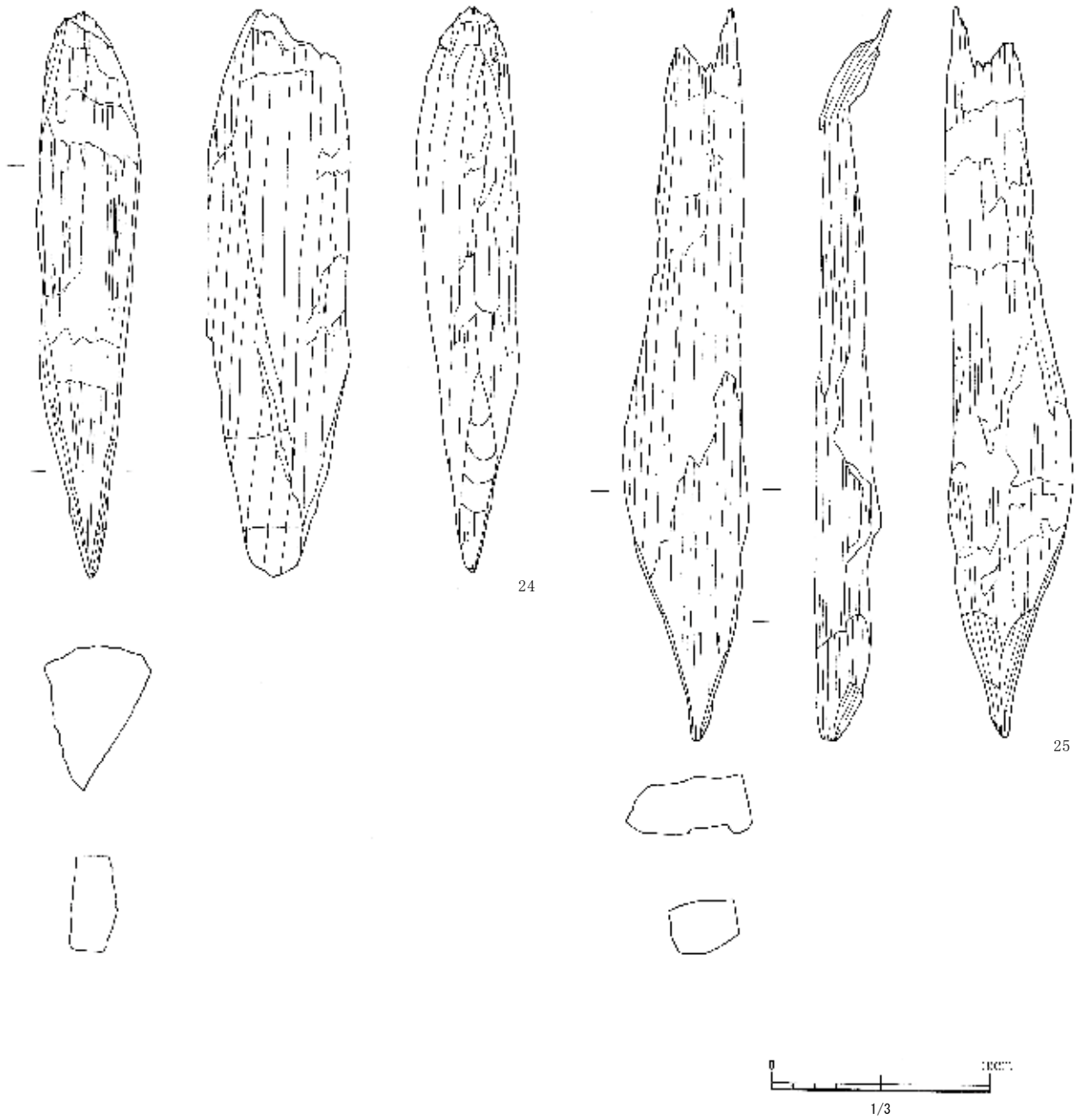

第13図　遺物・木杭実測図

第14図　遺物・木杭実測図

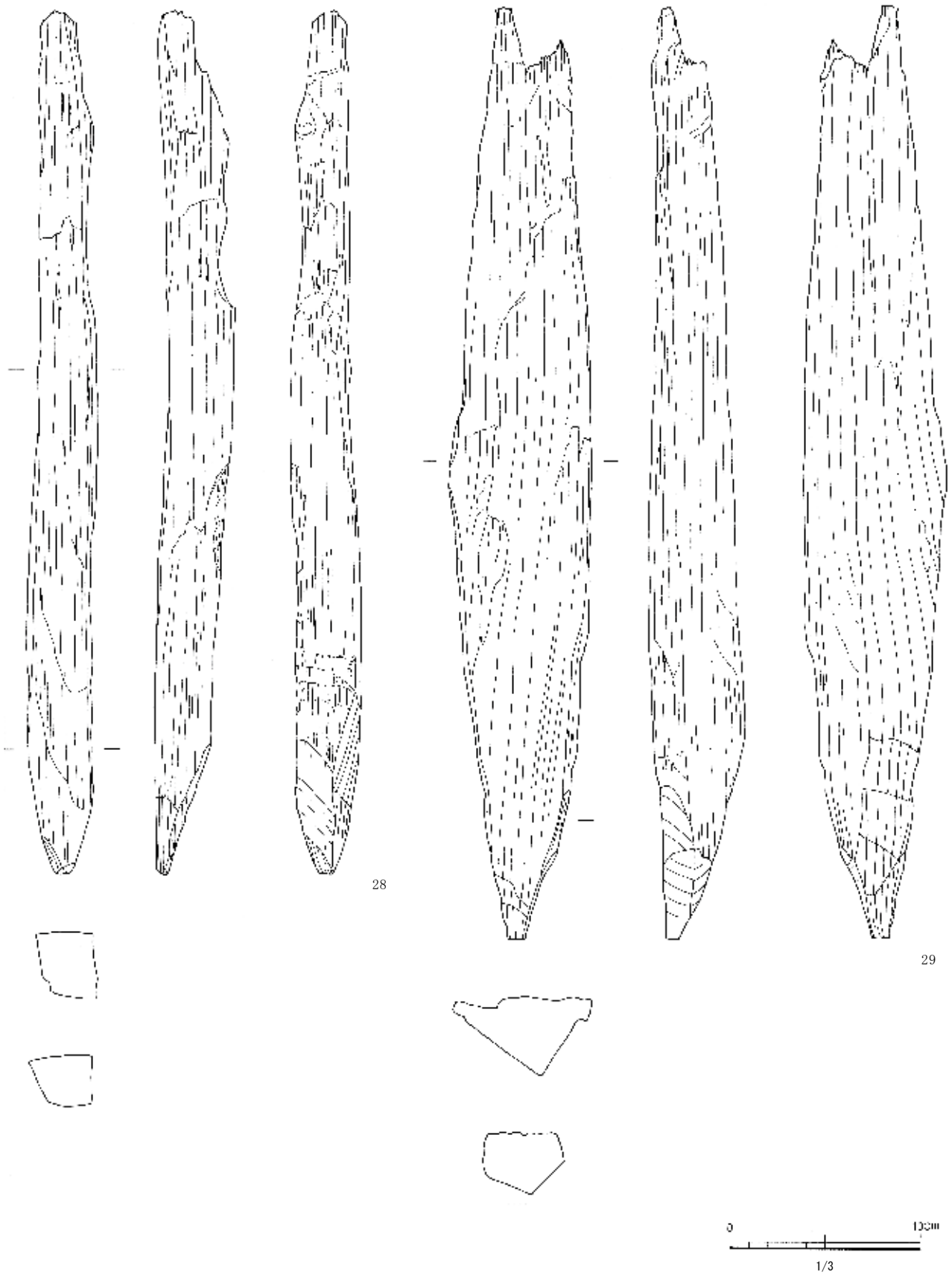

第15図　遺物・木杭実測図

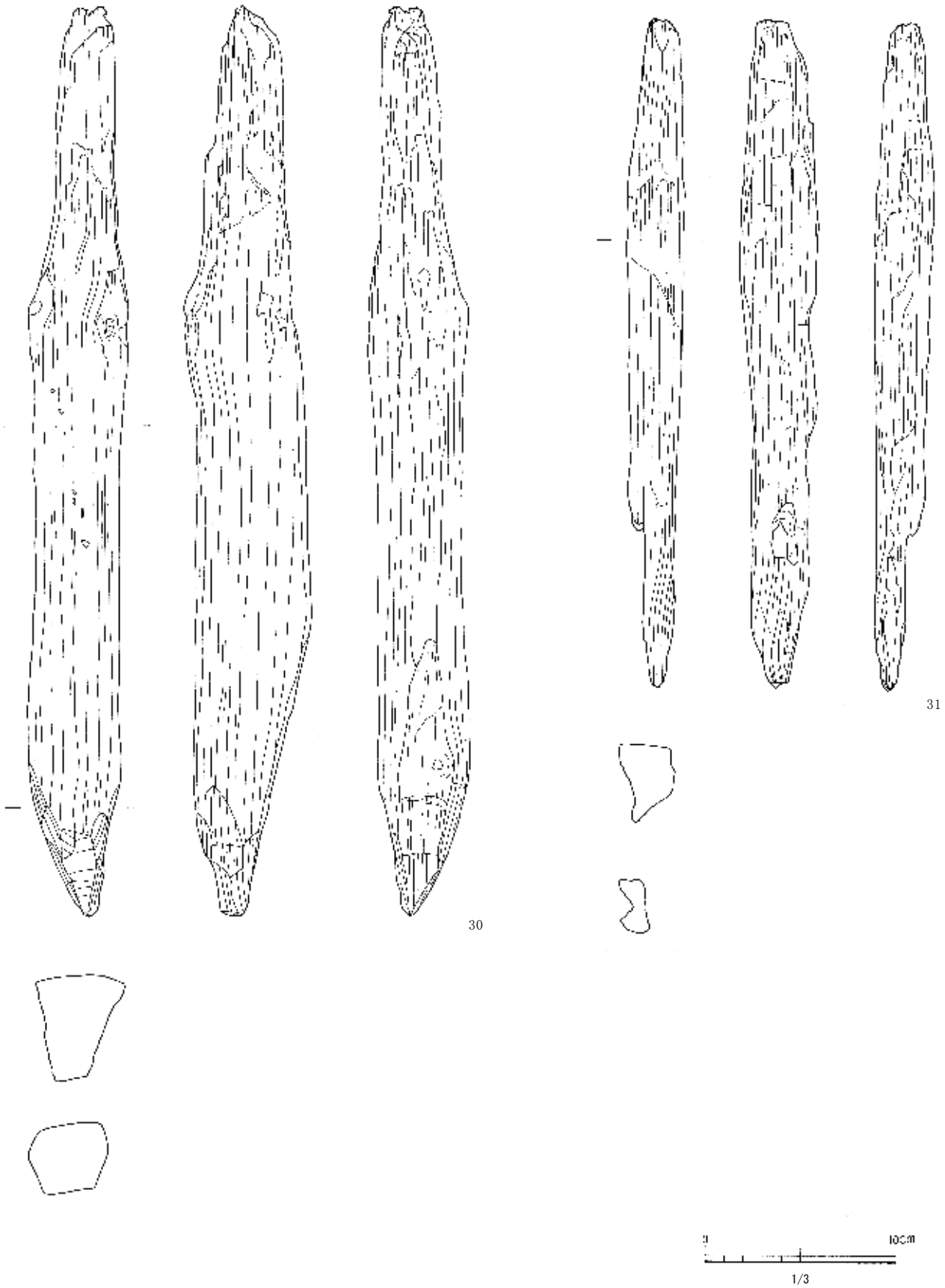

第16図　遺物・木杭実測図

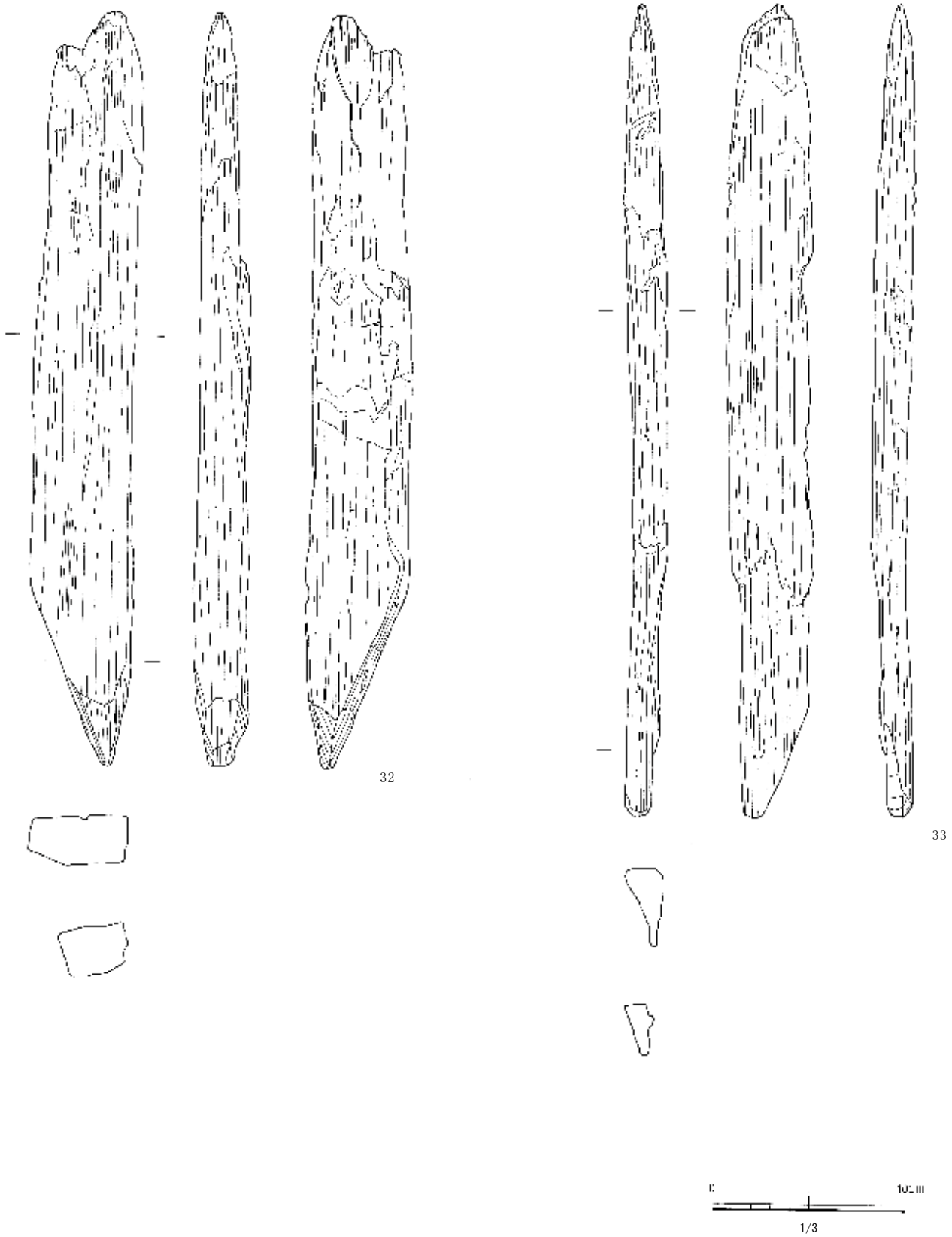

第17図　遺物・木杭実測図

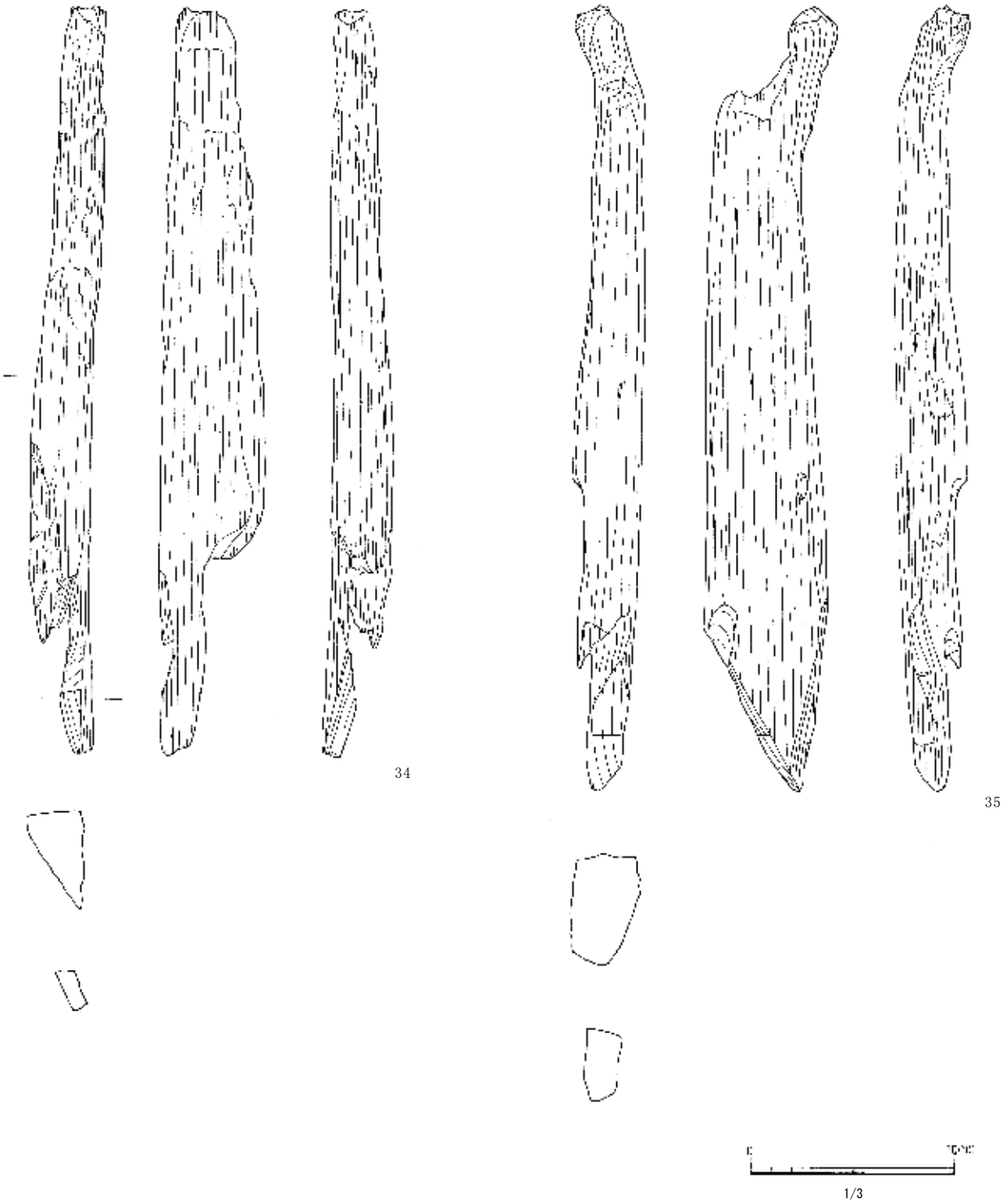

第18図　遺物・木杭実測図

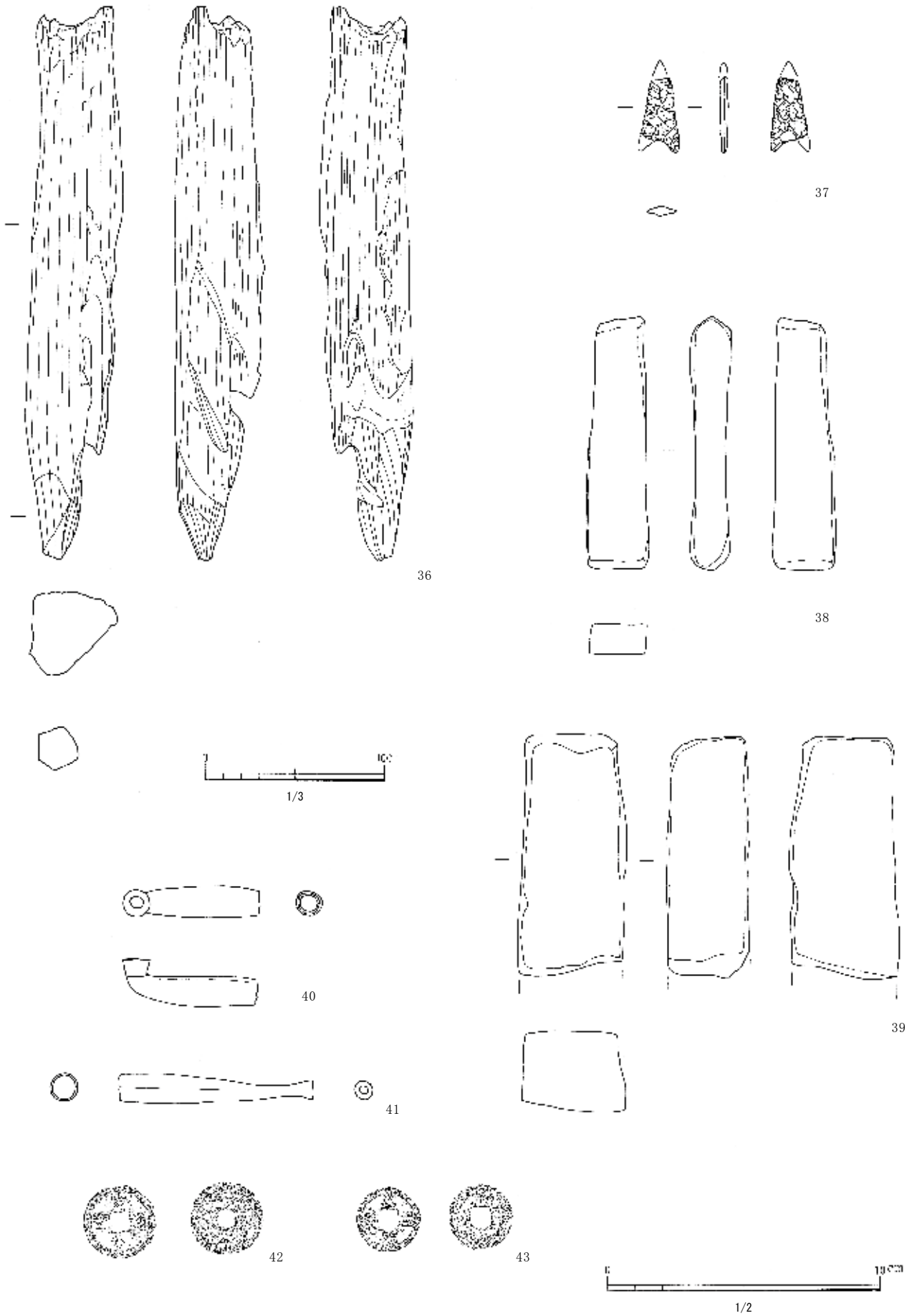

第19図　遺物・木杭実測図

第１表　本城山遺跡出土遺物観察表

NO	遺物番号	図版番号	種別	器種	寸法（cm）			色調１		胎土	備考	時期	残存率
					口径	器高	底径	外	内				
1	1	第10図	土器	皿	11.9	(1.95)	―	鈍黄橙		白・赤色粒子、石英			破片
2	2	第10図		皿？	(14.5)	(1.5)	―	鈍橙				中世	破片
3	3	第10図		皿	―	(1.0)	(1.0)	明赤褐		白・赤色粒子・石英	回転糸切り痕	中世	破片
4	4	第10図		皿	―	(2.3)	―	黒褐	灰褐	白・赤色粒子・石英			破片
5	5	第10図		甕	―	(4.2)	―	橙		白色粒子、石英、小石			破片
6	6	第10図		甕	―	(3.7)		鈍黄橙	灰褐	白・赤色粒子。石英			破片
7	7	第10図	陶器	甕	―	(5.0)	―	黄灰		白・黒色粒子、石英	ハケ、指頭痕		破片
8	8	第10図		擂り鉢	(30.8)	(4.6)		鈍黄橙		白・赤色粒子。石英石英、金雲母	ナデ		破片
9	9	第10図	陶器	甕	―	(6.3)	―	灰		白色粒子・石英	常滑、、貼り付け口縁	中世	破片
10	10	第10図	陶器	甕	―	(4.3)	―	灰白			常滑	中世	破片
11	11	第10図	陶器	甕		(5.4)		灰白			常滑	中世	破片
12	12	第10図	陶器	碗	(5.7)	(3.0)		灰白			透明釉	中世	破片
13	13	第10図	陶器	碗	(8.0)	(3.45)		灰白			透明釉（表採）	近世	破片
14	14	第10図	陶器	蓋		(1.5)		灰白			内外：鉄釉、緑釉	近世	破片
15	15	第10図	陶器	碗		(2.15)		灰白			削り出し高台、内外：鉄釉		破片
16	16	第10図	陶器	碗	(10.3)	(5.3)		灰白			内外：鉄釉	中世	破片
17	17	第10図	陶器	皿		(2.3)		灰白			外：透明釉、内：緑釉	近世	破片
18	18	第10図	磁器	碗		(3.0)	(3.0)	白			きらわんか (染め付け)	近世	破片
19	19	第10図	磁器	碗	(11.9)	(2.6)		灰白			染め付け？		破片
20	20	第11図	木製	杭	44.6	6.9	3.1						
21	21	第11図	木製	杭	44.3	5.0	3.7						
22	22	第12図	木製	杭	41.7	5.4	4.4						
23	23	第12図	木製	杭	25.5	2.7	4.3						
24	24	第13図	木製	杭	25.9	4.75	6.6						
25	25	第13図	木製	杭	38.45	5.6	3.0						
26	26	第14図	木製	杭	40.9	4.25	2.3						
27	27	第14図	木製	杭	41.8	4.7	4.7						
28	28	第15図	木製	杭	45.7	3.8	4.15						
29	29	第15図	木製	杭	49.3	7.6	5.1						
30	30	第16図	木製	杭	45.8	5.3	6.65						
31	31	第16図	木製	杭	35.2	3.1	4.15						
32	32	第17図	木製	杭	39.5	5.5	4.95						
33	33	第17図	木製	杭	42.5	2.4	4.7						
34	34	第18図	木製	杭	36.2	3.25	5.0						
35	35	第18図	木製	杭	48.0	3.5	6.35						
36	36	第19図	木製	杭	30.35	5.25	4.9						
37	37	第19図	石製品	石鏃	(2.75)	(1.4)	(0.35)				チャート、重量：1.3 g		
38	38	第19図	石製品	砥石	(8.8)	(3.1)	(3.0)				重量：205.2g		
39	39	第19図	石製品	砥石	(9.35)	(1.5)	(1.1)				重量：39.5g		
40	40	金属製品		煙管	1.0	5.0	0.9				板巻、火皿付き	近世	雁首
41	41	金属製品		煙管	1.0	7.1	0.7				板巻、ラッパ型	近世	吸口
42	42	金属製品		古銭							寛永通宝	近世	
43	43	金属製品		古銭									

第４章　本城山の自然科学分析

パリノ・サーヴェイ株式会社

はじめに

本城山遺跡（山梨県南巨摩郡身延町大島字馬込地内）は、富士川中流の左岸に位置する小高い山（本城山；標高 255m）に位置する。本城山は、伝承では本城氏の居館があったとされているが、現在では富士川左岸をつなぐ狼煙台の一つと推定されている。本遺跡の発掘調査では、本城山の主郭部が載る尾根と浅い谷を挟んだ小山までが対象とされ、尾根および小山の斜面を利用して造られた箱堀（最大幅約 25 m、深さ約３～５m、堀底幅 20 m）が確認されている。また、箱堀の法面下にはそれぞれ平坦面が確認され、北側法面下には炭化材が出土する土坑、南側法面下には杭列を伴う溝が検出されている。

本報告では、上記した土坑の年代および出土炭化材の樹種、溝に伴う杭列の樹種および木材利用の検討を目的として、自然科学分析調査を実施した。

Ⅰ．1 号土坑

1．試料

試料は、1 号土坑より採取された土壌混じりの炭化材（1 号焼土 炭化材）である。炭化材試料は、1 号焼土 炭化材①・④・⑥の３試料あることから、それぞれの試料に確認できる炭化材の観察を行った。その結果、炭化材①は、大型の炭化材が少なく、小型の炭化材および炭化材の細片の集合体が確認された。炭化材④は、①と比較して大型の炭化材が多く含まれるほか、径約３㎜程度のタケ・ササ類の稈とみられる炭化した中空円筒状を呈する炭化物も確認された。炭化材⑥は、①・④と比較して大型の炭化材が多く含まれる状況が確認された。

以上の観察所見を踏まえ、担当者と協議・確認し、本分析では 1 号焼土⑥に含まれる炭化材を対象することとした。放射性炭素年代測定に供した試料は、分割材状（長さ約 3.5㎝、幅約 3.0㎝、厚さ約 1.5㎝）を呈する炭化材片の観察範囲内の最外年輪を含む４～５年分である。また、炭化材（樹種）同定は、測定試料の残存部のうち、状態の良い箇所を対象としている。

2．分析方法

（1）放射性炭素年代測定

試料に土壌や根などの目的物と異なる年代を持つものが付着している場合、これらをピンセット、超音波洗浄などにより物理的に除去する。その後 HCl による炭酸塩等酸可溶成分の除去、NaOH による腐植酸等アルカリ可溶成分の除去、HCl によりアルカリ処理時に生成した炭酸塩等酸可溶成分を除去する（酸・アルカリ・酸処理）。試料をバイコール管に入れ、１g の酸化銅（Ⅱ）と銀箔（硫化物を除去するため）を加えて、管内を真空にして封じきり、500℃（30 分）850℃（２時間）で加熱する。液体窒素と液体窒素＋エタノールの温度差を利用し、真空ラインにて CO2 を精製する。真空ラインにてバイコール管に精製した CO2 と鉄・水素を投入し封じ切る。鉄のあるバイコール管底部のみを 650℃で 10 時間以上加熱し、グラファイトを生成する。化学処理後のグラファイト・鉄粉混合試料を内径 1mm の孔にプレスして、タンデム加速器のイオン源に装着し、測定する。

測定機器は、３MV 小型タンデム加速器をベースとした 14C-AMS 専用装置（NEC Pelletron 9SDH-2）を使用する。AMS 測定時に、標準試料である米国国立標準局（NIST）から提供されるシュウ酸（HOX- Ⅱ）とバックグラウンド試料の測定も行う。また、測定中同時に 13C/12C の測定も行うため、この値を用いて δ 13C を算出する。

放射性炭素の半減期は LIBBY の半減期 5,568 年を使用。また、測定年代は 1950 年を基点とした年代（BP）

で、誤差は標準偏差（One Sigma;68%）に相当する。なお、暦年較正は、RADIOCARBON CALIBRATION PROGRAM CALIB REV6.0.0（Copyright 1986-2010 M Stuiver and PJ Reimer）を用い、誤差として標準偏差（One Sigma）を用いる。

暦年較正とは、大気中の 14C 濃度が一定で半減期が 5,568 年として算出された年代値に対し、過去の宇宙線強度や地球磁場の変動による大気中の 14C 濃度の変動、及び半減期の違い（14C の半減期 5730 ± 40 年）を較正することである。暦年較正に関しては、本来 10 年単位で表すのが通例であるが、将来的に暦年較正プログラムや暦年較正曲線の改正があった場合の再計算、再検討に対応するため、1 年単位で表している。

暦年較正結果は、測定誤差σ、2σ（σは統計的に真の値が68%、2σは真の値が95％の確率で存在する範囲）双方の値を示す。また、表中の相対比とは、σ、2σの範囲をそれぞれ 1 とした場合、その範囲内で真の値が存在する確率を相対的に示したものである。

（2）炭化材（樹種）同定

試料を自然乾燥させた後、木口（横断面）・柾目（放射断面）・板目（接線断面）の 3 断面の割断面を作製し、実体顕微鏡および走査型電子顕微鏡を用いて木材組織の種類や配列を観察し、その特徴を現生標本と比較して種類を同定する。

なお、木材組織の名称や特徴は、島地・伊東（1982）や Richter 他（2006）を参考にする。

3. 結果

1 号土坑（1 号焼土 炭化材⑥）より抽出した炭化材試料の同位体効果による補正を行った測定年代（補正年代）は 660 ± 20yrBP である。また、暦年較正結果（σ）は、calAD 1,286 – calAD 1,384 を示す（表 1）。放射性炭素年代測定に供した炭化材は、針葉樹のモミ属に同定された（表 2）。以下に、解剖学的特徴等を記す。

・モミ属（Abies） マツ科

軸方向組織は、基本的に仮道管のみで構成されるが、傷害樹脂道が確認できる年がある。仮道管の早材部から晩材部への移行は比較的緩やかで、晩材部の幅は狭い。放射組織は柔細胞のみで構成される。柔細胞壁は粗く、垂直壁には数珠状の肥厚が認められる。分野壁孔はスギ型で 1 分野に 1 － 4 個。放射組織は単列、1 － 20 細胞高。

4. 考察

本城山遺跡の堀跡北側法面下より検出された 1 号土坑の炭化材（1 号焼土 炭化材⑥）は、13 世紀後半から 14 世紀後半頃に相当する暦年代を示した。この暦年代を参考とすると、鎌倉時代後期から室町時代頃に相当する。

調査所見によれば、1 号土坑は中世戦国期の遺構と推定されており、今回の結果は調査所見よりも古い年代と言える。なお、炭化材試料は、破片資料が多く、また測定対象とした炭化材には樹皮は残存していなかったため、今回の結果は実際の伐採（利用）年代よりも古い年代を示している可能性がある。土坑の年代の評価については、出土遺物による年代観との対照、1 号焼土④に確認されたタケ・ササ類？と考えられる稈や後述するクリを利用した杭材を対象とした放射性炭素年代測定による検討が望まれる。

また、出土炭化材は針葉樹のモミ属に同定された。なお、今回の調査では、上述した試料確認の際、炭化材①・④に混じる炭化材について肉眼や実体顕微鏡による観察を行っており、モミ属の可能性がある針葉樹材が確認さている。モミ属は、温帯上部～亜高山帯にかけて生育する常緑高木であり、木材は軽軟で割裂性が高く、加工は容易であるが、保存性が低い。破片資料を主体とするため、本来の形状の推定は困難であるが、炭化するという状態から燃料材などの用途が推定される。

Ⅱ. 杭材の樹種

1. 試料

試料は、堀跡の南側法面下の溝に伴う杭列（1 号杭列）の杭材 17 点（№1 ～ 17）である。調査所見によれば、

これらの杭材は、断面が三角形・台形を呈するミカン割の資料とされる。本報告では、調査担当者により採取された木片を分析に供した。

2.分析方法

剃刀を用いて木口（横断面）・柾目（放射断面）・板目（接線断面）の３断面の徒手切片を作製し、ガム・クロラール（抱水クロラール, アラビアゴム粉末, グリセリン, 蒸留水の混合液）で封入し、プレパラートとする。プレパラートは、生物顕微鏡で木材組織の種類や配列を観察し、その特徴を現生標本および独立行政法人森林総合研究所の日本産木材識別データベースと比較して種類を同定する。

なお、木材組織の名称や特徴は、島地・伊東（1982）や Wheeler 他（1998）を参考にする。また、日本産木材の組織配列は、林（1991）や伊東（1995,1996,1997,1998,1999）を参考にする。

3.結果

同定結果を表２に示す。杭材は、全て落葉広葉樹のクリに同定された。以下に、解剖学的特徴等を記す。

・クリ（Castanea crenata Sieb. et Zucc.） ブナ科クリ属

環孔材で、孔圏部は３－４列、道管は孔圏外で急激に径を減じたのち、漸減しながら火炎状に配列する。道管は単穿孔を有し、壁孔は交互状に配列する。放射組織は同性、単列、１－15 細胞高。

4.考察

１号杭列の杭材は、全て広葉樹のクリに同定された。クリは、二次林などに生育し、時に果実の収穫を目的に栽培される落葉高木である、また、木材は重硬で強度や耐朽性が高い。クリ材は、強く腐りにくいことから、建築・土木材として適当と考えられ、今回の結果から選択な利用が示唆される。

引用文献

林　昭三 ,1991, 日本産木材　顕微鏡写真集 . 京都大学木質科学研究所 .

伊東隆夫 ,1995, 日本産広葉樹材の解剖学的記載Ⅰ . 木材研究・資料 ,31, 京都大学木質科学研究所 ,81-181.

伊東隆夫 ,1996, 日本産広葉樹材の解剖学的記載Ⅱ . 木材研究・資料 ,32, 京都大学木質科学研究所 .66-176.

伊東隆夫 ,1997, 日本産広葉樹材の解剖学的記載Ⅲ . 木材研究・資料 ,33, 京都大学木質科学研究所 ,83-201.

伊東隆夫 ,1998, 日本産広葉樹材の解剖学的記載Ⅳ . 木材研究・資料 ,34, 京都大学木質科学研究所 ,30-166.

伊東隆夫 ,1999, 日本産広葉樹材の解剖学的記載Ⅴ . 木材研究・資料 ,35, 京都大学木質科学研究所 ,47-216.

Richter H.G.,Grosser D.,Heinz I. and Gasson P.E.（編）,2006, 針葉樹材の識別　IAWA による光学顕微鏡的特徴リスト . 伊東隆夫･藤井智之･佐野雄三･安部　久･内海泰弘（日本語版監修）, 海青社 ,70p.［Richter H.G.,Grosser D.,Heinz I. and Gasson P.E.(2004)IAWA List of Microscopic Features for Softwood Identification］.

島地　謙・伊東隆夫 ,1982, 図説木材組織 . 地球社 ,176p.

Wheeler E.A.,Bass P. and Gasson P.E.（編）,1998, 広葉樹材の識別　IAWA による光学顕微鏡的特徴リスト . 伊東隆夫・藤井智之・佐伯　浩（日本語版監修）, 海青社 ,122p.［Wheeler E.A.,Bass P. and Gasson P.E.(1989) IAWA List of Microscopic Features for Hardwood Identification］.

第２表．放射性炭素年代測定および暦年較正結果

試料	測定年代 (yrBP)	δ 13C (‰)	補正年代 (暦年較正用) (yrBP)	暦年較正結果				相対比	Code.No.
1 号土坑 1 号焼土 炭化材⑥ (炭化材)	660 ± 20	-22.56 ± 0.30	659 ± 24	σ	cal AD 1,286 - cal AD 1,304	cal BP 664 - 646		0.482	IAAA-123064
					cal AD 1,365 - cal AD 1,384	cal BP 585 - 566		0.518	
				2σ	cal AD 1,280 - cal AD 1,318	cal BP 670 - 632		0.493	
					cal AD 1,352 - cal AD 1,390	cal BP 598 - 560		0.507	

第３表 . 樹種同定結果

遺構	時期	状態	註記No.	種類 (分類群)
1 号土坑 (1 号焼土 炭化材⑥)	中世 (戦国期)	炭化材	―	モミ属
1 号杭列	中世 (戦国期)	生材	No. 1	クリ
		生材	No. 2	クリ
		生材	No. 3	クリ
		生材	No. 4	クリ
		生材	No. 5	クリ
		生材	No. 6	クリ
		生材	No. 7	クリ
		生材	No. 8	クリ
		生材	No. 9	クリ
		生材	No. 10	クリ
		生材	No. 11	クリ
		生材	No. 12	クリ
		生材	No. 13	クリ
		生材	No. 14	クリ
		生材	No. 15	クリ
		生材	No. 16	クリ
		生材	No. 17	クリ

第２０図　木材・炭化材

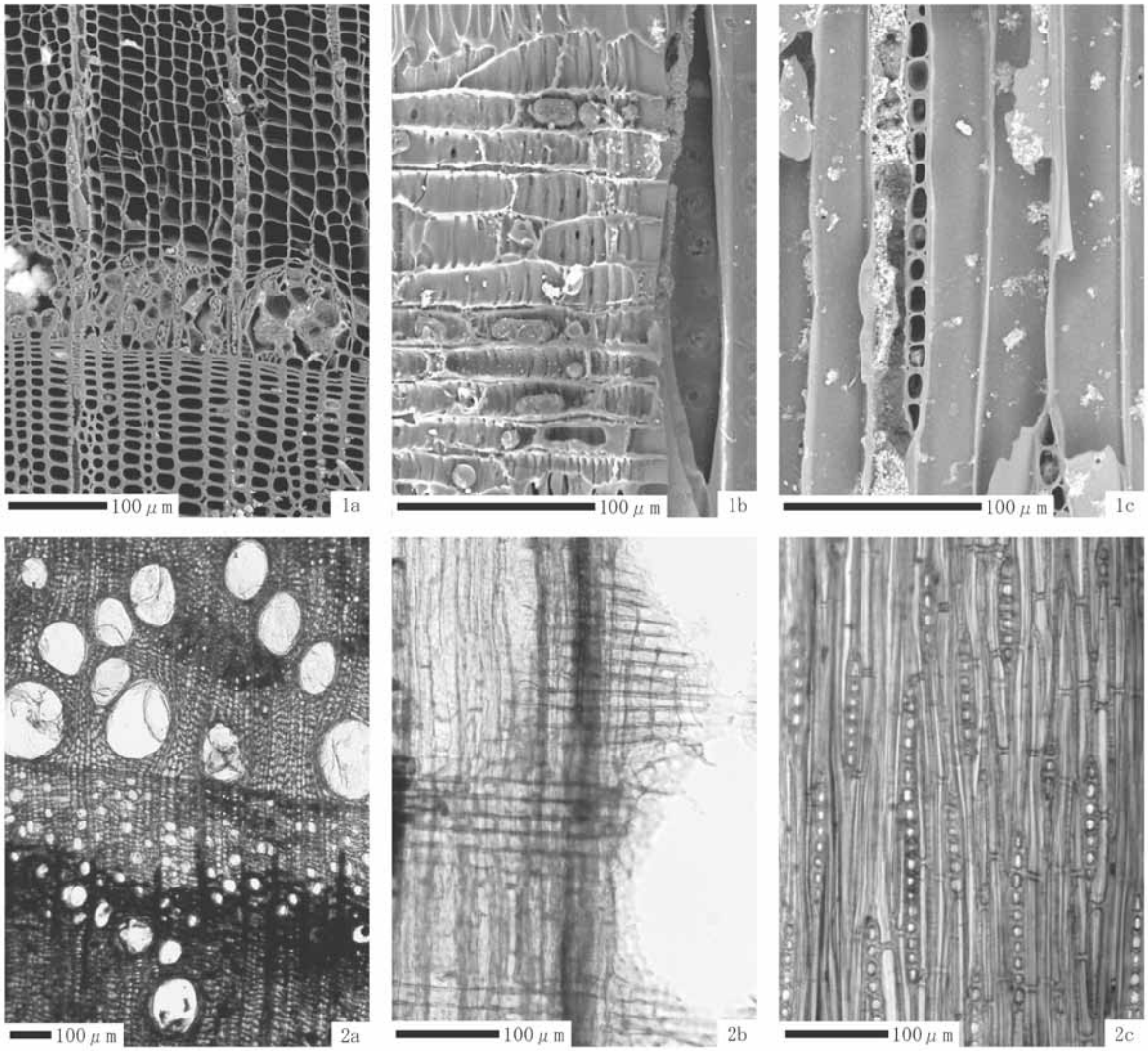

1．モミ属（1 号土坑：1 号焼土　炭化材⑥）
2．クリ（1 号杭列：No,5）
　a：木口、b：柾目、c：板目

第５章　総括

はじめに

本城山遺跡は今回の発掘調査によって出土した遺物等から 15 世紀を中心とした時期に営まれた遺跡である事は明らかとなったが、その規模及び性格については、今回の調査が遺跡の南側に限られた事もあって明確な判断材料は確認されなかった。しかし、本城山が『甲斐国志』等の江戸時代の記録に記されているため、江戸時代後期の地元には中世の山城であるとの伝承が存在していた事は明らかであるので、このことを前提に本遺跡が築城された歴史的背景や富士川流域に点在する中世城館跡群の中での役割について、富士川舟運や中世の主要道との関係から検討する。

第１節　本城山周辺の歴史的背景について

（１）　甲斐源氏穴山氏の成立から河内入部について

戦国時代から近世初頭にこの河内地域 (註１) を領していたのは、甲斐源氏の武田信成の四男義武を祖とする穴山氏であった。義武が名字の地とした穴山とは、甲府盆地の北西部、長野県と山梨県との県境に聳える八ヶ岳の南麓台地上 (註２) にある現在の韮崎市穴山町である。この台地を中心とした地域を古代から逸見と呼び、平安時代には逸見郷 (註３) が置かれた。

平安末期に常陸国武田郷から甲府盆地南部に比定される市川荘に入った源義清・清光親子は、その後甲府盆地周辺に勢力を拡大した (註４)。清光は逸見黒源太と系図にみえる。彼は八ヶ岳南麓に勢力を広げて谷戸城を拠点としたと伝えられる。清光没後に起こった保元・平治の乱では甲斐源氏の活動を確認することはできないが、治承４年の源頼朝挙兵後からは、諸記録にその活動が散見される。『吾妻鑑』の同年９月１５日の条には、頼朝は石橋山合戦敗退直後に甲斐源氏に挙兵を要請するために北条時政を甲斐に派遣したが、この時に時政が訪問した場所を逸見山と、記している。彼が訪れた逸見山については、諸説あるが秋山敬は、「逸見の支配を持続する拠点としては、谷戸の地は地域的に偏している観は否めず国志のいう若神子説も捨てきれない。たとえ、若神子が逸見山でなかったとしても、北巨摩郡地域の中心である若神子に逸見氏の何らかの拠点があったことは認めてもよいであろう。」(註５) と述べ、逸見山の場所は特定せずに、若神子周辺に逸見地域の中心 (逸見山) を想定している。

甲斐源氏は、頼朝からの挙兵要請以前から信濃侵攻を開始しており、その後も富士川の合戦の勝利等、平家追討とその後の鎌倉幕府創立に大きな役割を果たした。そして鎌倉幕府成立後の甲斐源氏は、各国の守護・地頭として、安芸・摂津・和泉・信濃・駿河・陸奥などにその勢力を広げた。一方安田義定・秋山太郎光悌・一条次郎忠頼等の清光の兄弟や子ども達は、その実力のためか何人も粛正された。この甲斐源氏の動向は、『山梨県史』通史編第二巻に詳しい (註６)。

武家政権内の度重なる粛清と元寇の嵐を生き抜いた多くの甲斐源氏は、奥州の南部氏・信州の小笠原氏・安芸の武田氏等日本列島各地にその勢力を展開していった。そのなかでも武田信武は、足利尊氏の側近として室町幕府成立に貢献し、甲斐と安芸の守護も務めた人物である。彼が甲斐に入国した事を示す具体的な史資料は確認されていないが、南朝方の石和流武田氏との対立を考えると甲斐入国の可能性は否定できない。

一方南北朝と観応の擾乱を背景にした足利尊氏・直義兄弟の対立は、甲斐国内での勢力分布に巨大な影響を与えていた。例えば、直義方の高師冬とともに須沢城に籠城して敗死した逸見孫六郎入道がいたように、平安末期の逸見清光から甲斐国北西部にその勢力を有していた名門逸見氏の弱体化をすすめた。この弱体化に伴って発生した空閑地を押さえる目的で、信武の四男である義武の穴山入部が考えられる (註７)。これが穴山氏の誕生である。

穴山氏の系譜を、初代義武（信秋・範信）→満春（初名春信〕→信介（信英）と整理した秋山敬は「義武も元服していたとすれば、その時期は 1350 年前後となろう。ちょうどその頃は、尊氏・直義兄弟が争った観応の擾乱の最中で、甲斐もその渦中にあり、観応２年（1351）正月 17 日、須沢城に立て籠もった尊氏方の高師冬が攻められて自害している。翌年２月の直義の死によって擾乱は終焉を迎えるが、その後の論功行賞の中で、元服していた義武が穴山を拝領したとすれば収まりがいい。」(註８) と述べ、直義方の逸見孫六入道等の跡を、

尊氏方の信武の男義武が拝領した可能性をより具体的に指摘した。信武の甲斐守護補任時が何時かは不明だが、建武５年（1338）に尊氏が信武野家臣内藤泰廉へ恩賞として甲斐国飯田郷の地を、暦応２年（1339）に信武の子信成が一蓮寺に甲斐国一条郷内の地を寄進していることから、甲斐守護に補任された後でかつ 1340 年前には甲斐国内に勢力を浸透させ、男義武の逸見穴山への入部を実現したのであろう (註 9)。

甲府盆地北西の八ヶ岳南麓端の穴山を苗字の地とした穴山氏が、富士川流域に広がる南部氏の本拠地にその勢力を移した時期について様々説はあるが、秋山敬氏は「南部政光の奥州下向によって、河内には大きな政治勢力が存在しなくなったわけで、穴山氏を継いだばかりの満春が河内へ入部する条件は整えられたといえる。」と述べている (註 10)。南北朝合一がその背景にあるという説が有力である。

河内（かわうち）と呼ばれるこの地域は、中央を流れる富士川とその両岸にそびえる急峻な山々からなる険しい地形の連続であるが、東海道と甲府盆地を結ぶ重要な交通路の河内路が富士川右岸を走っている。鎌倉中期にこの地の領主であった南部実長（波木井実長）は、鎌倉から日蓮を身延に招いた。日蓮が東海道を上り、酒匂（小田原市）・竹之下（小山町）・車返（沼津市）・大宮（富士宮市）・南部（南部町）を経て身延に入ったのは文永11年(1274)であった。それから８年後の弘安５年(1282)に61歳で生涯を閉じたが、その亡骸は、「縦いづくにて死候とも、九箇年のお間心安く法華経を読誦し奉候山なれば、墓をば身延山に立させ給へ、未来際までも心は身延山に可住候」(註 11) との遺言によって、身延山に葬られた。そして、宗祖の廟を目指す多くの信徒による身延詣が始まった。この動きが、河内地域に様々な影響をもたらす事になったことは想像に難くない。甲府盆地や諏訪盆地・伊那谷と東海道を結ぶ交通路である河内路に、聖地巡礼という新たな人の流れが生じたのである。このことが穴山氏の河内移転の背景にあるとみることは不可能ではないが、いずれにしても南北朝合一が穴山氏の河内への勢力拡大の時期であったことは間違いない。

（２）応永二十三年以後の穴山氏と武田信長

南北朝合一後 20 年余り経た応永 23 年（1416）に上杉禅秀の乱が勃発した。禅秀を岳父とした穴山氏二代満春の兄である甲斐守護武田信満は、上杉淡路守憲宗らの討伐軍の前に木賊で自刃した。この乱が甲斐武田家が鎌倉公方に弓引いたこととなったためか、乱への関与の如何は明らかではないが乱後の混乱を避けてか、穴山信春は高野山に入って出家してしまった。この人物について佐藤八郎氏は、元服後に武田春信→穴山信濃守春信→穴山信濃守満春→修理太夫満春→武田修理大夫満春→武田修理大夫信元と彼の改名の経緯を明らかにした (註 12)。室町と鎌倉の関係が良好でなかったためか、足利将軍は信満亡き後直ちに、信元と改名した満春を甲斐守護に任命した。守護となった信元は、室町将軍の命受けた信濃守護小笠原政康の援助によって、甲斐に入国し、その助力を背景として甲斐支配を推し進めた。

甲斐国守護として国内の安定を図る信元の男子は早世しており、その後も嫡子に恵まれなかった。そのためか、甥の武田信長（甲斐守護武田信満の子息）の嫡男である伊豆千代丸を養子として穴山氏を譲ったと『鎌倉大草紙』にみえる。これが事実であれば、伊豆千代丸が穴山氏三代となる。そして伊豆千代丸が養父信元と同じ道を歩むこととなれば、伊豆千代丸の嫡男に穴山氏を譲り、自らは武田伊豆千代丸となり、信元の守護職の跡を襲うこととなろう。武田信長流の甲斐守護が誕生する可能性が高まったのである。父信満自刃後に高野山に入った兄の三郎信重とは違い、混乱する甲斐国内に踏みとどまり、守護武田家の勢力挽回に奔走してきた武田八郎信長にとっては、嫡男伊豆千代丸の甲斐守護は本望であったろう。しかし穴山氏系譜には、満春→信介→信懸とあり、伊豆千代丸の名は無い。一方室町将軍は、甲斐国守護職を信元の跡に、信長の兄で伊豆千代丸の伯父である信重を任命したのである。

この継承について秋山敬は「信元が私的に行った伊豆千代丸への家督譲与を破棄して、信重の子信介に穴山氏の家督を与え、守護となった父信重の帰国を援助させようとしたのではなかろうか。これは、正に禅秀の乱以前の、兄守護信満、弟穴山満春体制の再現である。（中略）三代信介の応永 33 年河内入部説は成り立ちうるのではなかろうか。」としている (註 13)。甲斐国守護として武田信重が甲斐へ帰国できたのは、12 年後の永享 10 年であった。信重入国にこのような時間が必要であった背景に、穴山伊豆千代丸と武田信長の存在が大きかったのではないかとの指摘がある (註 14)。この指摘が事実であれば、『一流武田系図』裏書きや『鎌倉大草紙』が記す信長像とは大きな隔たりがある。秋山敬はこの指摘について「磯貝氏が、『信重が恐れたのは、実はこの信長・伊豆千代丸の存在ではなかったろうか』としたのは正鵠を射ていると思う。」と述べ、続けて「鎌

倉公方持氏は、『三郎入道首ヲ取、進上イタスヘシ』と度々信長に命じたとも云われ、幕府も没落した信長が鎌倉府管轄外の駿河に在住することを許さなかったのも、信重と信長の対立に、幕府と鎌倉の対立が色濃く影を落としていることを示している。」と指摘している(註15)。信元跡の守護職に兄信重が任命された後も甲斐国内での執拗に続けられた弟信長の軍事行動は、父信満自刃後の甲斐国内の混乱にひとりで立ち向ってきた自負と甲斐国支配への執念があったのであろうが、前述したように武田信元から穴山氏を受け継いだ伊豆千代丸が、信元亡き後にその名跡継承権を剥奪されたとすれば、信長らの軍事行動は、再度自らの実力と業績を室町幕府に認めさせるため、そして伊豆千代丸の復権であったと云うこともできよう。

甲斐国内での武田氏と穴山氏の関係は、都留郡守護とも云われた小山田氏と比較して議論されてきた。その理由は、小山田氏の支配地域である郡内（南北都留郡）と穴山氏の支配地域である河内地域は、一部の独立性が認められていたという事を根拠としている。秋山敬はこの点について「穴山氏の武田親族意識を形成する背景に、初代義武以来信介に到るまで、代々武田宗家から後継者を得ていたことが強く作用していたことは間違いない。（中略）信玄の姉を母、信玄の子を妻とした信君は、信友以上に武田親族意識が強い。血縁からいえば勝頼に勝るともいえる意識から、次第に宗家武田氏の後継者として「武田氏」をより強く意識するようになったのではないだろうか。」と推測する(註16)が、果たしてそれだけであったろうか。

穴山氏当主の官途名は、甲斐守・信濃守・陸奥守・伊豆守・修理大夫である。一方武田宗家の官途名を『武田源氏一流系図』でみると、四代信義が駿河守、五代信光が伊豆守・大膳大夫、九代信宗が伊豆守、十代信武が伊豆守・兵庫頭・陸奥守・修理亮・左馬頭、十一代信成が甲斐守、十二代信春が陸奥守、十三代信満が安芸守・大膳大夫、第十四代信重が刑部太輔であり、伊豆守・甲斐守・陸奥守が重複している。ここからも甲斐武田家一族のなかでの穴山氏の地位の高さを知ることができよう。信長が子息伊豆千代丸の穴山氏継承にこだわる理由は、ここにあると考えられる。現実がどのように進んだのかを明確にすることはできないが、伊豆千代丸が再び穴山氏を相続したのであれば、信重の帰国が実現したことも、信長が京に出仕したことも理解できる。また寛正年間の棟札に「武田伊豆千代」とあり、この人物が後の武田信昌であることを秋山敬は明らかにした(註17)。この指摘を踏まえて、伊豆千代が甲斐国守護となる人物の幼名であったとすれば、信重と信長の関係にも相当影響していたことと思われるのである。

一方信重の横死を『甲斐国志』は古跡部第四武田信重館跡の項で「成就院ノ境内ナリト云フ本村ニ南小路・前小路・宿町・的場・町屋・大門等ノ地名アリ、同院ノ西隣ニ家臣逸見又四郎朝俊ノ居址ト云ヒ伝ル処アリ十四間三十二間東西ニ土手堀ヲ構ヘ北ヨリ西ハ二重堀、南ハ門ナリ、今畠トナリ（中略）今モ鵜飼河ノ津出場ニテ一時ノ都会ト見エタリ（中略）信重黒坂太郎ト云フ者ヲ討ントテ兵ヲ帥ヒ彼ノ地ニ向テ既ニ結戦シタルニ、小山ノ城主穴山伊豆守其ノ隙ヲ伺ヒ小石和ニ襲ヒ来リ焼キ立テシカバ、信重前後ノ敵ニ途ヲ失ヒ遂ニ自殺セリ、宝徳二庚午十一月廿四日ナリ」と詳解する。この信重襲撃事件を振り返ってみる。

襲撃事件が起きたのは宝徳２（1450）年 11 月 24 日とあるが、『一蓮寺過去帳』の「重阿弥陀仏　成就院殿　宝徳３年辛未年 11 月 24 日」を尊重すると、新暦では 1451 年 12 月 26 日である。信重が誅伐しようとした黒坂太郎は、その苗字から若彦路と中道往還との間にある大黒坂・小黒坂あたりに館を構えていたと想定できる。信重の館は笛吹川と鵜飼川に挟まれた微高地である小石和にあった。『甲斐国志』はその様子を「今モ鵜飼河ノ津出場ニテ一時都会ト見エタリ」と記している。この館から南に鵜飼川(註18)を渡って黒坂の館を目指した信重軍の動きは、昼であれば冬の晴天のもとで軍勢が巻き上げる砂塵が、夜であれば軍勢の持つ松明が、高台の小山城からは一望であった可能性がある。信重の動きを知った穴山伊豆守は、直ちに手薄となった小石和館を攻めて後詰めの不安を取り除いたうえで信重軍の背後に迫ったのであろう。信重軍は、前面の黒坂軍と背後からせまる穴山軍に挟まれ、進退窮まって自刃したと推測できる。

甲斐守護を攻め殺した穴山伊豆守が誰であり、その後の様子はどうであったかは残念ながら知ることはできないが、守護信重に強い反感を抱く伊豆守の官途名を名乗ることができる、穴山姓の実力者であったことは容易に想像できる。

第２節　河内領の城郭について

富士川流域に展開する中世城館跡は、甲駿国境に築かれた葛谷城・南部氏の詰城である南部城山・白鳥山城・井出城山・穴山氏の下山館・下山煙硝蔵・県史跡真篠砦・福士城山等身延・南部両町地内で３５カ所を数える。

天正十年武田家滅亡後も河内領は穴山梅雪に継続して領有が認められた。しかし、本能寺の変直後の都周辺の混乱の中、梅雪が宇治で横死したため、甲斐国内は、再び戦場となった。この時の穴山氏の居城は、駿河国の江尻城であったので、当時の下山館の様子は明らかではない。

穴山氏が河内領に入り最初に館を構えたのは、河内領のほぼ中央に位置する駿河との国境に近い南部であった。その理由は、この地域の領主であった南部氏が南部を本拠としていたため、鎌倉時代から富士川流域の中心的町であったろうと想像できる。その後、信友の時代になって富士川上流の下山に館を遷した。この館の遺構は、平成 22 年度に身延町教育委員会による試掘調査で、堀跡を確認しているが、全容は不明である。武田氏と今川氏の国境紛争も安定してきた時期に、領国の経営拠点である館を富士川上流で甲府盆地に近い下山に遷したのである。

この地について、甲斐国守護に任命した武田信玄の甲斐入国へ際して助力した小笠原政康宛ての将軍義持からの文書に「武田甲州南部下山辺に打ち越すべく候。自然の事扶持を加ふべきなり。」とあることから、15 世紀前半の下山は強大な勢力の本拠であったことが伺われる。

穴山信友が駿河国境からも身延山からも離れたこのような歴史的背景を有する下山に館を構えた理由について、次の３点が考えられる (註 19)。

第１点目には、穴山氏による金山開発である。早川流域と常磐川流域には多くの金山や芝金・砂金が採取可能な場所があった。このことを示す金山経営に関する戦国時代で最も初期の武田信友文書が、２点確認されている。まず、早川町新倉の旧新倉村瀬兵衛旧蔵文書に次の武田信君 (穴山) 判物写である。

穴山　御黒印

つゝら（黒桂）山・同はう (保) 山の事、代官之儀申付候、かせき山さ

かい候ハん事かんようたるへく候。仍如件、

天文三年　六月四日

概略を示すと「黒桂と保の山代官を申し付ける。この二つの山はとても重要な山なので、精を出して遅滞無きよう努められよ。」となろう。

次は、黒桂の望月家に伝わっている武田信友判物である。

「芳（保）山小沢之すちかせき (筋稼ぎ) 候て、きり出し奉公申へきなり、

何事なり共、此六人衆中ニまかせへき者也、如件、

天文一二年　五月一日、

村田善九郎・望月善左衛門・同判左衛門・同神左衛門・同新右衛門・同三郎兵衛尉」

概要をしめすと「保金山の採掘等金山経営に関することは、以下の六人衆に任せるので、遅滞無きよう鉱脈を掘って奉公に努めること。」となろう。

駿河今川家との関係も安定してきた天文年間に入り、駿河との国境線を形成する天子ヶ岳から毛無山から流れでる常磐川流域や早川流域に広がる金山経営を積極的に進めていった事を示す資料である。これらの河川が富士川に合流する場所が下山である。つまり、金山経営の拠点を、その近くに求めたとも考えられるのである。

第２点目には、西河内路の結節点であった事だと考えられる。右岸から早川が、左岸から常磐川がそれぞれ富士川に合流する地点に位置するため、甲府盆地から富士川沿いに身延山を目指した参詣者は下山から山道を身延山に入っており、下山は経由地となっていた。一方常磐川沿いには、下部温泉がある。日蓮の書簡に「しもべ（下部）のゆ (湯) のついでと申者、あまた (数多) をひかへし（追い返し）て候」(註 20) とあるから、日蓮が存命中でも下部の湯での湯治を兼ねた身延参詣者も少なくなかった。日蓮没後には、湯治を兼ねた参詣者がさらに多数にのぼったことと思われる。彼らも下部から常磐川沿いに富士川との合流点を目指して南下して、富士川を渡って下山から身延山を目指すことができた。下山は身延山の裏側に位置しているのである。

第３点目は、早川流域から筏で運ばれてきた木材の一時集積地となり得る場所が下山である。つまり、富士川を上下する物資や人間の中継点として下山は重要な場所であったと考えられる。

このような地の利を生かすために南部から下山へ穴山氏が館を遷した時期は、今川氏との和睦が整い、信虎の甲斐国内統一作業も進んだ享禄年間と想定したい。この下山館は南部館より駿河国境から離れるため、より情報収集機能の充実は必要であったろう (註 21)。

第３節　馬込地名と交通路について

本城山の麓集落或いは根小屋集落とでも言うべき集落が馬込である。山梨県内で、馬込・孫女・馬籠等と標記する「まごめ」と発音する地名を、県内の小字単位で収集すると第４表のとおり２４カ所を掲げることができた(註22)。これらをその地形や交通路等の地理的環境を考慮して、次の３区分に大別することができる。なお、早川町２カ所・身延町１カ所は現地未確認であるため集計からは除外する。

第１類は、峠を越える山道の峠にさしかかる手前の集落や平らな地形をさしていると考えられる１・３・４・５・６・７・１６・１９・２０・２１の合計１０カ所である。

第２類は、主要な街道沿い、街道とは河川を挟んだ対岸あるいは山の反対側にあたると考えられる８・９・１０・１１・１２・１５・２２・２４の合計８カ所である。

第３類は、比較的大きな河川に隣接していると考えられる、２・１３・１４の合計３カ所である。この第３類は、『豊富村の地名考』で指摘しているとおり、この地名が存在する立地環境から、河岸に集積する物資の運搬で使役される馬がつながれていた場所を指す地名であったことが十分考えられる。

一方馬込の地名は、馬牧との関連も否定できない。特に笛吹市御坂町下黒駒周辺には、これ以外にも多くの馬に関連すると思われる地名がある。北杜市域には古代の牧である「柏崎牧」・「穂坂牧」・「真木牧」が存在し、中世には「小笠原牧」が北杜市明野町にあったと考えられている。この北杜市域の小字としては、「まごめ」地名は No 22 の１カ所である。角川書店の『日本地名辞典・東京都』では大田区の馬込について『一般に「まごめ」とか、「まごこ」とかは狭い道路を越えることの意で、この地は北に洗足池があり、高低がはなはだしく、俗に九十九谷とか十三谷と呼ばれる狭い道が多かったので、それを越えていくとする説（大森区史）などがある。』と興味ある説明を紹介している。「マゴメ」の発音から「馬」だから「牧」とその関連を連想するより、交通路との関連を検討すべきである。

本城山の麓にある馬込集落は、富士川と本集落の間に東河内路は走っており、背後の第２類の主要街道沿いに点在する地名である。この第２類を詳細に検討すると、笛吹市御坂町の馬込は甲斐路・鎌倉往還と並行する道に接しているとも言える。脇往還等いわゆる間道に付属する地名であるとも指摘できよう。

第４表　山梨県内のマゴメ地名一覧

NO	所　在　地	小　字　名	備考（地形や伝承）
1	甲府市上積翠寺町	馬込（まごめ）	甲府盆地から太良峠への旧道沿い
2	甲府市中小河原町	馬込（まごめ）	荒川左岸の堤防際
3	甲府市古関	上孫女（かみまごめ）	中道往還女坂の西手前の大ゾウ沢奥の谷間
4	富士吉田市新倉	馬越（まごえ）・馬越口（まごえぐち）	嘯山の南尾根を越える山道の東下
5	富士吉田市小明見	馬込（まごめ）	小明見の東奥、杓子山への入り口
6	大月市梁川町新倉	マコメ	桂川左岸断崖上、甲州街道の山裏
7	甲州市塩山中萩原	馬込（まごめ）	源次郎岳北側で、尾根を越えると日川流域
8	甲州市勝沼藤井	馬込、（まごめ）	京戸川扇状地上部（12 と隣接）
9	山梨市上柚木	馬込（まごめ）	笛吹川左岸、秩父街道対岸集落
10	笛吹市御坂町下黒駒	馬込・馬籠（まごめ）	鎌倉街道より南側で、加越川右岸尾根上
11	同市御坂町蕎麦塚	馬込（まごめ）	加越川の下流出黒川左岸交差点周辺
12	同市一宮町中尾	馬込（西割・東割・北割）・馬込椚林	京戸川扇状地上
13	中央市浅利	馬込（まごめ）	笛吹川左岸、船着場近くの馬の休場か？ (豊富村の地名考)
14	中央市馬籠	（まごめ）	笛吹川右岸の主要地方道甲府市川大門線
15	富士河口湖町船津	馬込・中馬込・奥馬込	嘯山と鎌倉往還に挟まれた集落
16	富士川町鳥屋	馬籠（まごめ）	富士川支流大柳川左岸の尾根上
17	早川町榑坪	孫女（まごめ）	未確認

18	早川町雨畑	まごめ	未確認
19	南部町本郷	馬込（まごめ）	船山川上流左岸・寛文地名有（註）
20	南部町楮根	馬込（まごめ）	楮根川右岸の楮根集落上
21	身延町大城	馬込（まごめ）	大城集落の上流右岸に馬込沢あり
22	北杜市須玉町江草	孫女（まごめ）	塩川右岸断崖上、山裾の県道沿い
23	身延町大城	馬込（まごめ）	未確認
24	身延町大島	馬込（まごめ）	東河内路に沿った高台

第４節　富士川舟運の歴史について

河川運送による木材の搬出が行われていた事を伺わせる次の文書が、『甲斐国志』巻之百一　人物部付録にある。

（１）「黒印　　武川奥谷ニ榑并ニ、材木拵被置カ候、猥ニ出シ候者有ヲ之バ者、相留メ可ク候、不寄ラ誰々ニ無ク手形候バ堅ク押へ被ル申サ旨被仰出ダ候也。 六月二日　上月小二郎　　松井久助　　孫兵衛とのへ　」

（２）「身延上人於 (ニ) 于信州くれ木被取候て其ノ元被通之候は此方知行之内に候は、一切留可申候。信濃まで被求候事実儀に候は、者可相通候。家康之とり候てをかせられ候材木ハかくれあるまじく候　左様之木信州へ成共此方へなり共一本も通シ候旨被聞召候者固可被加御成敗之由被仰出候也　卯六月七日　印（光泰）山之口衆　用之偽候は此の手がた可遣之候　黒印」

（１）は、天正十八年から甲斐国の領主となった加藤光泰の家臣が、現在の北杜市白州町の山口衆として釜無川右岸の山口を押さえている山口孫兵衛に「釜無川支流の武川の上流に谷間に据え置いてある榑木や材木をみだりに搬出しようとする者があれば、制止しなさい。どのような人物であっても手形を示さない者には材木を渡してはいけないとご命令が出ています。」と指示した文書である。

（２）同じく加藤光泰奉行人が山口衆に宛てたこの文書は、三つの姿を思い起こさせる。一つは、身延山久遠寺の堂宇復興のために、信州領内まで材木を求めて奔走する久遠寺関係者、二つは、甲府城築城のために領内の材木確保に苦心する加藤家の家老達の姿、三つには、調達した材木を身延山まで移送する姿である。材木は、筏に組んで釜無川から富士川に入り身延山の入り口である波木井川との合流まで流し、その後陸揚げして身延山に運ばれたのであろう。

時代は溯ること平安時代である。富士川右岸大聖寺の重要文化財『不動明王像坐像』に関して次のような伝承がある。

「承安元年（1171）の正月、加賀美次郎遠光が宮中守衛の功績によって、その頃清涼殿に安置してあった伝弘法大師御作のこの像が下賜され、加賀美の館へ帰る途次、曾祖父ゆかりのこの地に一宇を創建、勅額を賜り「山守光山長光王院大聖不動明王寺」と号したという。」(註23)『山梨県の文化財』国指定編・『甲斐国社記・寺記』第二巻と伝えられる。

このことは、当時富士川右岸沿いに東海道へ繋がる街道があったことを示している。

川舟に関して文永 12 年 2 月 16 日付けの「新尼御前御返事」に「（中略）富士河と申日本第一のはやき河、北より南へ流たり、此河は東西は高山なり、谷深く、左右は大石にして高き屏風を立並べたるがごとくなり、河水は筒中に強兵が矢を射出したるがごとし、此の河の左右の岸をつたい、或は河を渡り、或時は河はやく石多ければ、舟破て微塵となる、かかる所をすぎゆきて、身延の嶺と申大山あり、東は天子の嶺、南は鷹取の嶺、西は七面の嶺、北は身延の嶺なり（以下略）」(註24) とあり、関東平野の大河と比較するとはるかに急流であるからこのような表現になっているのであろうが、鎌倉時代には川舟で岸伝いにあるいは対岸に渡っていたことが記されている。

これらの資料を総合すると、角倉了以が多くの難所を開鑿したことによって、合流点の鰍澤から駿河湾河口付近まで中断せずに川舟運行が可能となったのである。それ以前には断続的な舟運や対岸への渡し舟はあったのであろう。開鑿された難所は「富士川十二難所」と呼ばれて恐れられたと云われる。禹之瀬、天神ヶ滝、屏風岩、鼠岩、小豆岩、舟取岩、本釜、銚子ノ口等の難所の開鑿工事は、舟運運行中は毎年のように行われたことが記録に見える。

平成に入っても鰍沢地区の水害常襲地帯の改善のために、禹之瀬の開鑿工事が行われている。

第５節　富士川開鑿と身延山参詣道について

富士川開鑿は慶長年間に角倉了以によって行われたと云うことが通説だが、京都の豪商が何故この内陸国の急流に手を伸ばしてきたかと云うことについて望月誠一が『富士川舟運遺聞』で日蓮宗・身延山との関係を指摘している。つまり、角倉了以が敬虔な日蓮宗信者であることと時の代官大久保長安との関係から推し進めた事業であろうと推察しているのである。『鰍沢町誌』は慶長 13 年息子与一を江戸に遣わして幕府に献策した与一文書を引いて「従嵯峨丹州へ之船路、其方造作を以ほり、船致上下蔵をも立置、大津なみに蔵式をも取申度之由被申上候」とあって、その舟運開通が物貨の運搬による蔵式、つまり蔵敷料の収入に目的がったことが知られ、高瀬船については船賃一艘一回二貫五百文を徴し、内一貫文は幕府に納め、二百五十文は舟加工代に支払い、一貫二百五十文を所得とし、年間一万両以上の収入を得たというのである。」とし、さらに『甲斐国志』山川部第十二巻にある「旅客商人ノ船賃等ハ皆ナ角倉ノ所定ムルニシテ今ニ旧貫ニ仍ルト云」を引いて「富士川の舟運開闢は了以の資本家的慧眼に基づくものであり」と記している。身延参詣者の足となる事を期待できる富士川舟運であるからこそ、開鑿に着手したということであり、正にその通りであろう。

身延参詣の様子を、林是晋は「寛正２年（1461）に身延山１１世の法灯を継承した日朝は、狭隘な西谷の地から現今の山腹の地への、本院の移転拡張を計ったが、日朝にこの大事業を決意させた背景には、これを成功させうるだけの経済的な裏付け、その多くを支えたであろう多数の参詣者の存在が推察されるのである。事実、大坊移転直後の文正２年（1467）６月 11 日に著された『立正会問答』の奥書には「此日藻原ヨリ真俗卅五人参詣す」と、既に団体を組んでの参詣が行われていたことを示しているのである。」(註 25) と述べ、室町時代後期に多数の身延詣が行われていたことを指摘するとともに、時代は百年ほど下るが武田信玄は甲府真立寺宛て永禄元年午 12 月 15 日付けの禁制に「身延山会式中関役免許之事」や徳川家康が身延山久遠寺に与えた朱印状「甲州身延山会式之関之事、右永所令免許、不可有相違者也、仍如件、天正十七年正月九日」 を紹介しながら、この関銭免許が江戸時代を通して会式参詣者に与えられていたと述べている。時の支配者は、毎年 10 月 10 日から 13 日まで行われる会式に向かう参詣者の関銭免許を保証してきたのである。これは、それだけ多くの信者が会式に合わせて身延山に参詣していたことを示しており、河内地域が大いに潤ったのであろうことを暗示させている。そして、富士川舟運を身延参詣に活用することで、より身延詣が容易になり、多くの信者が訪れたことであろう。

第６節　本城山の役割について

『甲斐国志』村里部の大島村の記述に「大島村・内船村・上佐野村・下佐野村・井出村・十島村」が大島組と呼ばれたことは既に記した。この大野組と呼ばれた地域にあった小規模城郭が、北端の本城山と南端が井出の城山と考える事はできよう。本城山から北西２㎞の富士川中流右岸には鎌倉時代後半から中世社会に大きく影響を与えた日蓮宗の本山の身延山久遠寺がある。この身延山久遠寺への参詣には、東海道からは富士川右岸を北上する駿州往還道を辿る右岸の道と、日遠上人記念碑から芝川や稲子川を遡って佐野川流域に入りそこから佐野峠等を越えて富士川左岸に出る左岸の道があったことが分かる。

富士川左岸にあった十島の口留番所について、この役割を『甲斐国志』は、巻之百一「人物部付録」で「十島東河内領駿州口　番人一人高三十俵三人扶持　戸栗六之丞ト云フ、戸栗ハ本ト市川氏ニテ南部ノ内戸栗ト云フ処ニ住居シテ氏トス。穴山家ニ属シ後ニ浪人トナル。宝永三年戌年松平美濃守領分ノ時、当所ノ番役ヲ被申付ト云フ。」「万沢　西河内領駿州口　番人一人高三十俵七人扶持　吉田万蔵ト云フ、先祖吉田紀太郎ハ穴山家ノ寄騎ナリ、其ノ男長兵衛実ハ近藤石見ノ子、神祖御討入ノ刻帰服シテ国堺ノ警固ヲ命ゼラル。子孫相続テ万沢村ノ内（中略）甲府殿ノ時ハ城代支配、松平美濃守ノ時ハ家老支配ナリ。別ニ七人扶持ヲ授ケラル。（中略）寛政四子年長兵衛番役御取放シニナリ其子極人へ新規御給米三十俵七人扶持被下サ番役被仰付。（中略）神祖御通行ノ道筋タルニ依リ御関所ト唱へ来ルト云フ。」と記して、関所衛士が城代や家老に直属していたことに注目している。まさに交通の要衝であるが故であろう。

この小規模城郭の一つとして位置づけられている本城山の役割を明らかにする上で、先学の論考を概観する。

数野雅彦氏は「点在する山城・烽火台の距離を調べてみると、（中略）南部町周辺では、本城山→ 3.5㎞→古城山→ 2.4㎞→陳ヶ森→ 2.0㎞→真篠砦→ 3.6㎞→井出城山→ 2.5㎞→葛谷城→ 2.5㎞→白鳥山城となる。平

均距離が 2.8㎞と短いのは、富士川流域の谷間が狭く遮蔽となる峰や尾根などが各所にあるため、相互に見通しが可能な場所に山城や烽火台を築いたためであろう。」と記すとともに続けて「烽火台としての機能に主体が置かれたと推定される城郭は、（中略）小規模なものが多く、鐘撞堂山の烽火台・城嶺の烽火台、鳥森山の烽火台、粟倉山の烽火台・本城山・陳ヶ森は山頂に平坦地がある程度で、明確な遺構を残していない。小規模な城郭については、武田氏滅亡時等の戦乱で民衆が避難した山小屋とする見解も提起されているが（中略）富士川流域で往還や集落から遠く離れた場所に立地する城郭は、唯一、増穂町の源氏ヶ岳城だけであり（以下略）」と記して富士川沿いに立地するこれら小規模城郭の多くが明確な遺構を残しているわけではなく、往還沿いにある立地条件からもいわゆる「山小屋」とすることには疑問を呈している(註26)。この説を補強するように本城山の根小屋集落とでも云うべき山麓に展開する馬込集落には「旗や富士川を挟んだ対岸の南部の城山と連絡していた」との伝承が残る(註27)。

また、天保九年井出村明細帳には「一、当村ニ山城与申処御座候。往古甲府へ為のろし場に御座候。」(註28)とあり、井出の烽火台を説明している。では狼煙台を配置する必要性はどこのあったのかを考えてみる。一つは交通路の監視であり、もう一つは情報の伝達であろう。

先ず交通路に着目すると、一つは富士川両岸を走る東・西河内路であろう。地元の聞き取り内容を既に記したが、本城山の麓で東河内路から分かれて大嶋峠に向かう間道があって戦前までは利用されていた。身延山から静岡県芝川流域を結ぶ最短の道は、身延山から南下して本遠寺のある大野で和田に渡って東河内路に入り大嶋から東に山道を登り大嶋峠を越えて佐野川流域を経て、下佐野から佐野川を渡り西沢から上稲子に到る。この道を活用すると、井出の烽火台と十島の口留番所を通過することがなく駿河に通ずることができる。また大嶋から東河内路を南下しても本城山の麓から大嶋峠で大嶋から上ってくる間道と合流できることが、聞き取り調査によって確認された。この動きは、駿河側から甲斐に向かう場合にも可能である。つまり、駿河勢が甲駿国境に構築された葛谷峰城等を迂回して甲斐国に侵入することができることとなる。

烽火台がどのような情報を伝達したのかを示す史資料がない現状では推測の域を出ない。しかし、地元聞き取りでの「南部の城山と旗で連絡を取り合った。」という内容は、対岸と連絡を取り合っていたことを示している。

次に近世になって開鑿されたと云われる富士川舟運の歴史を刻んだ富士水の碑(註29)には「富士水に三の源有り。其一は信州の駒ヶ岳より出ず、釜無水是なり。其二は甲州より出ずる、其笹子嶺より出ずる、笛吹水なり。其金峰山より出ずる、荒水是なり。合して富士水と成り、駿河に至りて海に入る。（中略）神祖、其言を可とし、慶長一二年君に命じて川衡と為し、富士水を浚わしむ。君、至りて之を観るに、三源より鰍澤・黒沢・青柳三津に至るに労せずして通ず。」とある。富士川の三つの源（甲斐駒ヶ岳・金峰山・笹子嶺）赤石山脈・川船の通行には難所が多くて困難であった富士川を、徳川家康が角倉了以に命じて慶長１２年から開鑿させたため、富士川での舟運が可能となったと記されている。鰍澤から切石までは岩礁が多く川舟の運行には困難を極めてことは想像に難くない。

しかし　山梨県歴史の道調査報告書第十九集『富士川水運』(註30)では「駿河風土記の岩淵の条に　[甲斐の檜皮・槇椚等令筏舟着千茲] とあり、古くから舟筏をもって河内地方の林産物を搬出していたのをみると、富士川水運の萌芽は古い時代に属すると思われるが、真に盆地の出入り口として交通機能を発揮したのは慶長以降である。」と述べて開鑿以前にも川舟の存在を指摘している。つまり鰍澤からの舟運が可能となったのが角倉了以による開鑿以降であるが、それ以前には断続的な舟運は存在していたのである。

以上、身延山参詣道・富士川舟・駿州往還等の面から本城山の役割について検討した結果は、葛谷峰城・井出烽火台・十島の口留番所を経由せずに大嶋まで到達できる交通路と南部から下山辺りまでの川舟の監視であったと推測する。

註 1　笛吹川と釜無川の合流点より下流の甲斐国域を指し、河内筋と呼ばれ穴山氏の支配域と重なっていた。

註 2　現在の北杜市小淵沢町・大泉町・長坂町・高根町及び須玉町と韮崎市の一部に延びる泥流台地である。

註 3　和名類従抄に見える古代の郷名で、八ヶ岳南麓を中心とする地域にあったと考えられており、その遺名としてこの地域を中世に逸見庄、近世には逸見筋と呼ばれた。

註 4　新羅三郎義光の男義清、その男清光が常陸国の国司に乱行を訴えられたことが『長秋記』太治５年(1130) に「十二月卅日戊戌、晴（中略）常陸國司申住人清光濫行事等成、子細見目録、使小舎人不取

返事、仍参内次可下頭辨也、戌時参内、先参殿上、頭辨下宣旨、」とある。概要は「常陸国司が、住人清光の濫行を訴えてきた。委細は目録に見るとおりである。」となろう。義清・清光父子はこの事件によって甲斐国市川庄に配流となったこと、義清が武田冠者を称するのは常陸国吉田郡武田郷に拠っていたからであると、志田諄一氏は従来の甲斐国巨摩郡武田郷説を否定した。

註 5　須玉町 『須玉町史』 通史編　第 1 巻　平成 14 年、また、『日本城郭体系八巻』は北杜市高根町の「村山」の可能性を指摘する。

註 6　山梨県 『山梨県史』 通史編 1 （原始古代） 平成 16 年・『山梨県史』 通史編 2（中世） 平成 19 年

註 7　（この点は既に佐藤八郎先生が韮崎市誌上巻で「久しく対立関係にあった逸見一族の動静を監視し、跳梁を抑圧させるにあったと思われる。」と指摘している。）

註 8　秋山敬 「穴山氏の河内入部をめぐって」『甲斐』 第 110 号　山梨郷土研究会　2006 年

註 9　韮崎市史編集委員会 『韮崎市誌』 上巻　昭和 53 年

註 10　註 8 に同じ

註 11　「弘安五年十月七日　波木井殿御書」『山梨県史』 資料編 6 中世 3 下　県外記録　参照

註 12　註 9 に同じ

註 13　註 8 に同じ

註 14　磯貝正義 『武田信重』 武田信重公史蹟保存会　　昭和 49 年

註 15　註 8 に同じ

註 16・17　秋山敬 『甲斐武田氏と国人』「伊豆千代丸・五郎の正体」「穴山氏の武田親族意識」 高志書院　2003 年

註 18　笛吹川は、明治 40 年まで現在の平等川におおむね沿った流路であったが、同年の大水害によって御坂山系や曽根丘陵から流れ出る小河川を集めた鵜飼川を取り込んで、丘陵の縁辺部を南流する現在の位置となった。

註 19　平山優『穴山武田氏』 戒光祥出版　2011 年

註 20　「三沢鈔」 建治四年二月二十三日 『山梨県史』 資料編 6 中世 3 下　県外記録　参照

註 21　註 19 に同じ

註 22　『角川日本地名大辞典 19　山梨県』 角川書店　1984 年

註 23　『山梨の文化財　国指定編』　　山梨県教育委員会　平成元年

註 24　註 11 に同じ

註 25　林是晋 「身延参詣の史的考察」

註 26　南部町誌編纂委員会 『南部町誌』 上巻　2009 年

註 27　地元聞き取り調査（平成 26 年）

註 28　註 22 に同じ

註 29　佐藤八郎 『山梨県の漢字碑』 平成 10 年

註 30　山梨県歴史の道調査報告書第 19 集　山梨県教育委員会　平成 3 年

【参考文献】

・萩原三雄編　『定本・山梨県の城』 郷土出版社　1991 年
・身延町誌資料編さん委員会 『身延町誌』 資料編　1996 年
・宮坂武男　『図解　山城探訪　第 17 集　山梨峡西・峡南・郡内地区資料編』 長野日報社　2006 年
・望月誠一 『富士川舟運遺聞』 株式会社文芸社　2007 年
・『寺前遺跡』 山梨県埋蔵文化財センター他　2009 年
・『原間遺跡』 山梨県埋蔵文化財センター他　2011 年
・静岡県 『静岡県史』 通史編 2（中世）・同 3（近世）
・鰍沢町 『鰍沢町誌』上巻　平成 8 年
・遠藤章二 「富士川主運と江戸廻米」『清見潟第 15 号』 清水郷土研究会　2006 年

写 真 図 版

写真図版 1

大嶋峠と本城山

本城山山頂の土塁

現地協議 1

聞き取り調査

モノレール

空撮

除草作業

測量作業

堀の調査風景（尾根上から）

堀底調査風景

堀東斜面調査

尾根上から堀の調査風景

堀底基本土層調査風景

竪堀１

竪堀２

尾根上の調査風景

写真図版 3

尾根下テラス調査風景

尾根上の調査風景

尾根寺上テラス（南下から）

右尾根上テラス・左下堀底

尾根下テラス (北から）

尾根下テラスの調査風景

尾根下テラス調査風景２

１号溝上流から

1 号溝全景

1 号溝セクション

1 号溝北から

杭No. 11-1

杭No. 13-3

1 号杭列半裁状況

1 号土坑

1 号土坑炭化物出土状況

写真図版 5

本城山遠景（西から）

本城山と馬込集落

本城山山頂の五輪塔

馬込集落の八幡神社

水田：「おてじゃ」の田園

馬込集落への道

重要文化財大野山本遠寺本堂

県史跡養珠院墓所

十島の口留番所跡

大島古戦場碑

大聖寺山門

井出の烽火台：中央　（送水管：左上）

県指定文化財市川家住宅

富士川西島付近を下るゴムボート

廣田神社

葛谷峰城跡

報　告　書　抄　録

ふ　り　が　な	ほんじょうやまいせき
書　　名	本城山遺跡
副　　題	中部横断自動車道建設工事に伴う発掘調査報告書
シ リ ー ズ 名	山梨県埋蔵文化財センター調査報告書
シ リ ー ズ 番 号	第 306 集
著　者　名	小林健二、八巻與志夫、長田隆志
発　行　者	山梨県教育委員会・国土交通省関東地方整備局
編　集　機　関	山梨県埋蔵文化財センター
所 在 地・ 電 話	〒 400-1508　山梨県甲府市下曽根町 923　TEL055-266-3016
発 行 年 月 日	2015 年 3 月 20 日

ふりがな 所収遺跡	ふりがな 所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積 ㎡	調査原因
		市町村	遺跡番号					
ほんじょうやまいせき 本城山遺跡	やまなしけんみなみこまぐん みのぶちょうおおしま あざまごめ 山梨県南巨摩郡 身延町大島字馬込 4842 ほか	19365	河－ 11	35° 19' 14"	138° 27' 25"	2012/07/02 ～ 2012/12/21	1,729㎡	中部横断 自動車道 建設

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
本城山遺跡	城館跡	縄文時代 中世 近世	箱堀・土坑・溝・杭列・焼土・ピット	陶器、磁器、土師質土器、石鏃・砥石、煙管、古銭	戦国時代の山城の堀跡の調査

要　　約	本遺跡の調査は中部横断自動車道建設工事に伴い実施された。遺跡は富士川中流域の左岸に位置する円錐方の独立峰である本城山の東南の堀跡である。本城山遺跡は、富士川舟運と甲駿を結ぶ古道の要衝である大嶋峠を監視する目的で築城されたと考えられる。調査した郭は、主郭部から南に延びる尾根上の帯郭、東下の空堀である。検出された遺構は堀跡から土坑と木杭列を伴う溝である。出土した遺物は、木杭・常滑甕破片・古銭・近世の煙管等で、主に中世から近世の遺物である。堀跡は、近年まで水田として再利用されていた。

山梨県埋蔵文化財センター調査報告書　第 306 集

本城山遺跡

― 中部横断自動車道建設工事に伴う発掘調査報告書 ―

印刷日　2015（平成 27 年）年 3 月 16 日
発行日　2015（平成 27 年）年 3 月 20 日
編　集　山梨県埋蔵文化財センター
〒400-1508　山梨県甲府市下曽根町923
TEL 055-266-3016　FAX 055-266-3882
発　行　山梨県教育委員会
国土交通省関東地方整備局
印　刷　株式会社　峡南堂印刷所